

野々市市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(第1期計画 平成25年度～29年度)

(案)

平成24年11月22日現在

野々市市

社会福祉法人 野々市市社会福祉協議会

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定過程.....	7
第2章 野々市市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1 野々市市の概要.....	8
2 現状と課題.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	20
1 計画の基本理念.....	20
2 計画の基本目標.....	21
3 圏域の考え方.....	22
4 各主体の役割.....	23
5 計画の体系.....	26
第4章 施策の展開.....	28
施策の展開の見方.....	28
1 基本目標1 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう！.....	30
2 基本目標2 みんなでサポート「支え合い」のまちをつくろう！.....	41
3 基本目標3 みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくろう！.....	52
4 基本目標4 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！.....	64
第5章 協働プロジェクト.....	74
1 のっティと共に笑顔と声が飛びかう元気なまちをつくりまします.....	74
2 地域のボランティアバンク ～日本一をめざそう！～.....	77
3 支え合う和と安心の囲いで住み良さアップ.....	80
4 なんでも相談してみんけえ～ ～しっかりサポートゆるやかネットワーク～.....	83
5 よっしゃ行こう 農園のあるひろば.....	85
第6章 計画の推進.....	87
1 推進体制の整備.....	87
2 計画の進行管理.....	88

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年の核家族化、少子高齢化の進行により、三世帯世帯家族といった、かつての伝統的な家庭の減少や、地域住民のつながりが希薄化するなど、わが国における地域社会は変化しつつあります。さらに経済不況などが迫り、社会的な配慮が必要である高齢者、障害のある方などに対する支援の問題はもとより、青少年や中年層においても、うつ病や自殺、虐待、引きこもりなどが新たな社会問題となっています。こうした状況を背景に、地域を取り巻く福祉課題やニーズはより多様化・複雑化していることから、国や地方公共団体による支援やサービスだけでは十分に対応できない状況となってきています。

国では平成12年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、この法の中で、地域での生活を総合的に支援するため「地域福祉の推進」を掲げました。これからは、地方分権が進む時代であり、自分たちの住むまちを自分たちで知恵と力を出し合って住みやすいまちにしていくという自治意識の向上、住民主体の活動や、地域ボランティア、NPOによる子育て支援、ひとり暮らし高齢者・障害のある方の生活支援など、地域の住民同士の新たな支え合い活動を推進していくことが求められます。

野々市市（以下「市」という。）でも、これまでに介護・子育て・障害・保健のそれぞれの分野で個別計画を策定し、福祉の充実に努めてきました。また、2011年（平成23年）11月11日の市制施行に伴い、市として初めての「野々市市第一次総合計画」を平成24年3月に策定しました。その総合計画の基本方針においても、地域に愛着を持つ市民の力や、地域の絆の重要性がうたわれています。

このような流れを踏まえ、多くの市民の皆さんの参画を得ながら、誰もが安心して暮らせる支え合い・助け合いのまちをめざし、市と野々市市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が一体となり「野々市市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は策定に参画いただいた市民や事業所の皆さんをはじめ、より多くの方々の協力を得ながら、本計画を推進していくとともに、市、市社協が連携し、地域福祉の向上に努めます。

2 地域福祉とは

私たちは、家族、近所の人、友人、知人など、さまざまな人たちとかかわりを持ち、地域の中で暮らしています。そして、誰もがさまざまな課題や困難に直面し、また、直面する可能性を持って暮らしています。例えば、高齢になって介護が必要になる、子育て中に保育サービスが必要になる、あるいは病気や事故のために働けなくなる場合があります。さらに、ひとり暮らしの高齢者は、日頃のごみ出しや電球交換といった、ちょっとしたことにでも困難を感じます。私たちが暮らす地域には、何らかの課題や困難を抱えて支援を必要としている人が大勢います。そして、私たちの誰もがその当事者になり得ます。

こうした課題や困難に対して、私たちはまず、個人や家族で対応しています。これを「自助」といいます。

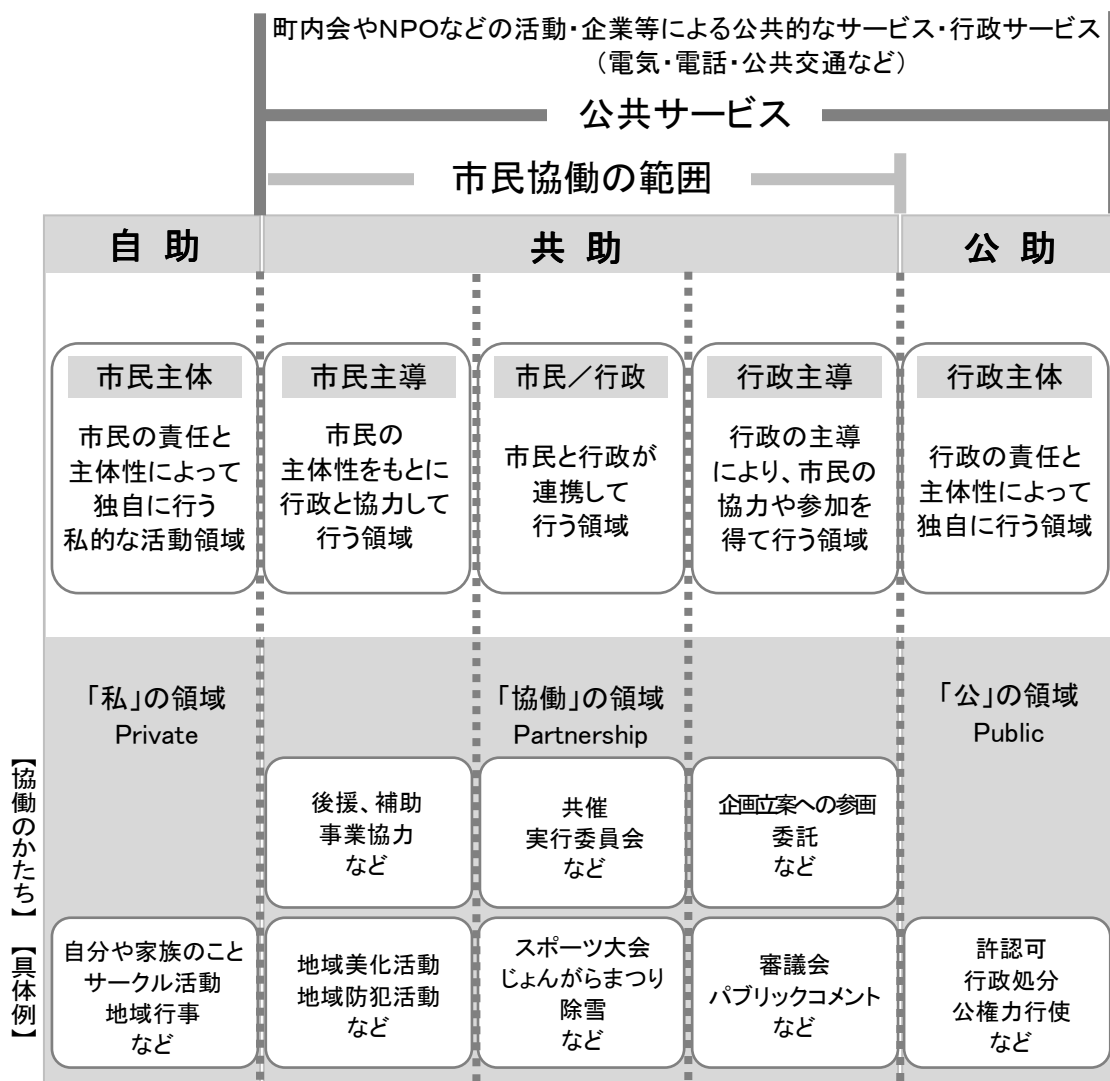
しかし、ときには個人や家族だけでは解決することができない課題や困難に直面することがあります。そういうとき、地域における市民同士の支え合いや助け合いで対応できることがあります。これを「共助」といいます。

さらに、地域でも解決できない課題や困難については、専門機関や行政などが提供する公的支援やサービスで解決するしくみが必要となります。これを「公助」といいます。

誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らすためには、市民一人ひとりが「お互いさま」の意識を持ち、このような「自助」「共助」「公助」のしくみの中で支え合い・助け合うことが大切です。

「地域福祉」とは、こうした「自助」「共助」「公助」はもちろんのこと、「自助から共助へ」「共助から公助へ」と隙間なくつなげるために、地域社会を構成するそれぞれの立場の者が協力し合うしくみや、関係をつくっていくことです。

■ 自助・共助・公助と公共サービスの範囲の考え方（第一次総合計画より）



3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画であり、地方公共団体が行政計画として策定します。

「地域福祉活動計画」とは、主に社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定するものです。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促し、地域福祉の推進を目的とする団体です。

地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための具体的な取り組みが「地域福祉活動計画」となります。

【社会福祉法（抜粋）】

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

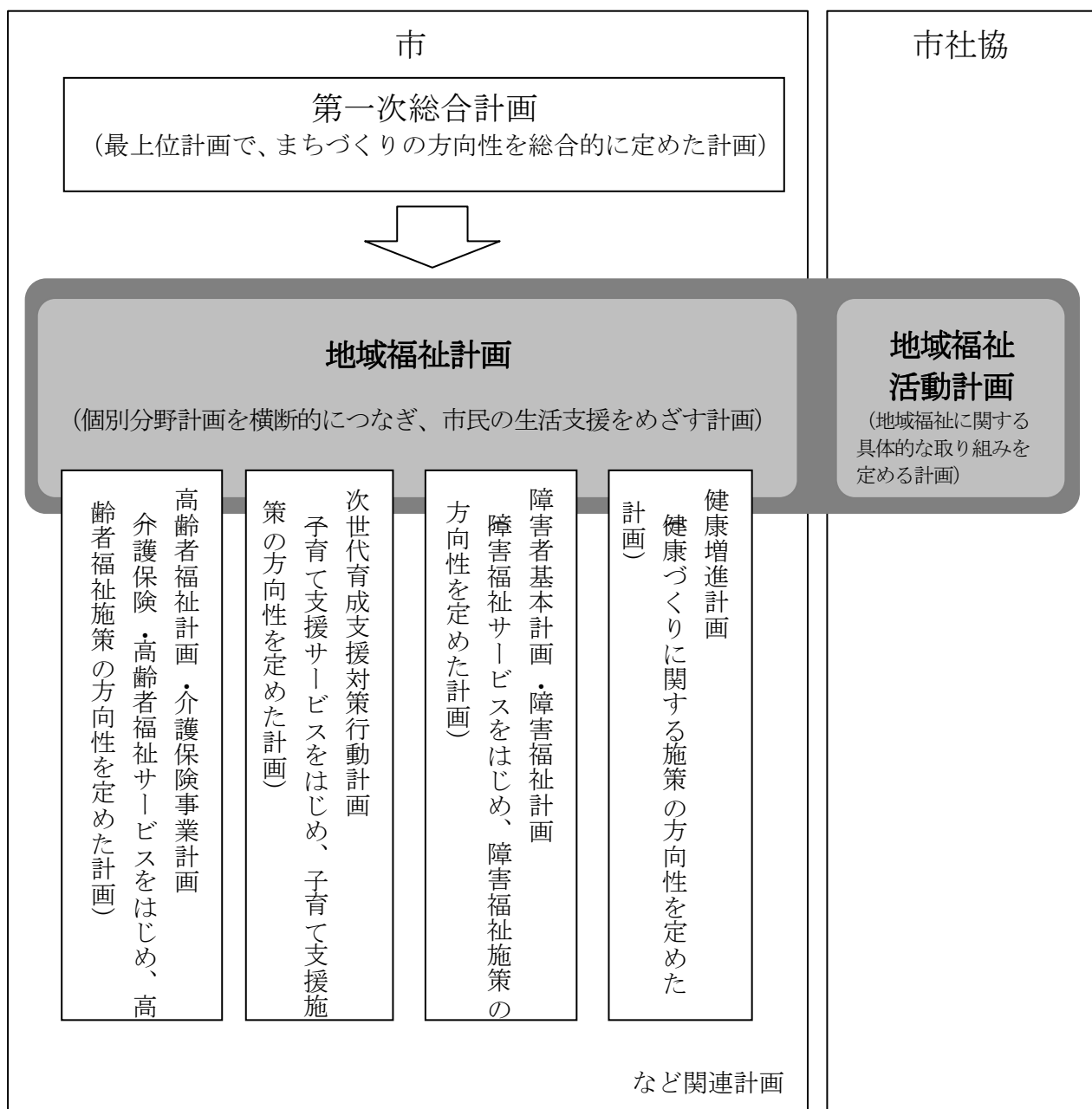
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 他計画との関係

地域福祉計画は、「第一次総合計画」を上位計画とし、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、より具体的に福祉のまちづくりについての方向性を示すものです。また、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「障害者基本計画・障害福祉計画」「健康増進計画」などの個別計画と連携し、地域福祉の観点から市民のより良い生活支援を行います。

なお、「地域福祉活動計画」は、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するものとします。

■他計画との関係（イメージ図）



4 計画の期間

本計画は第1期計画として策定し、計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

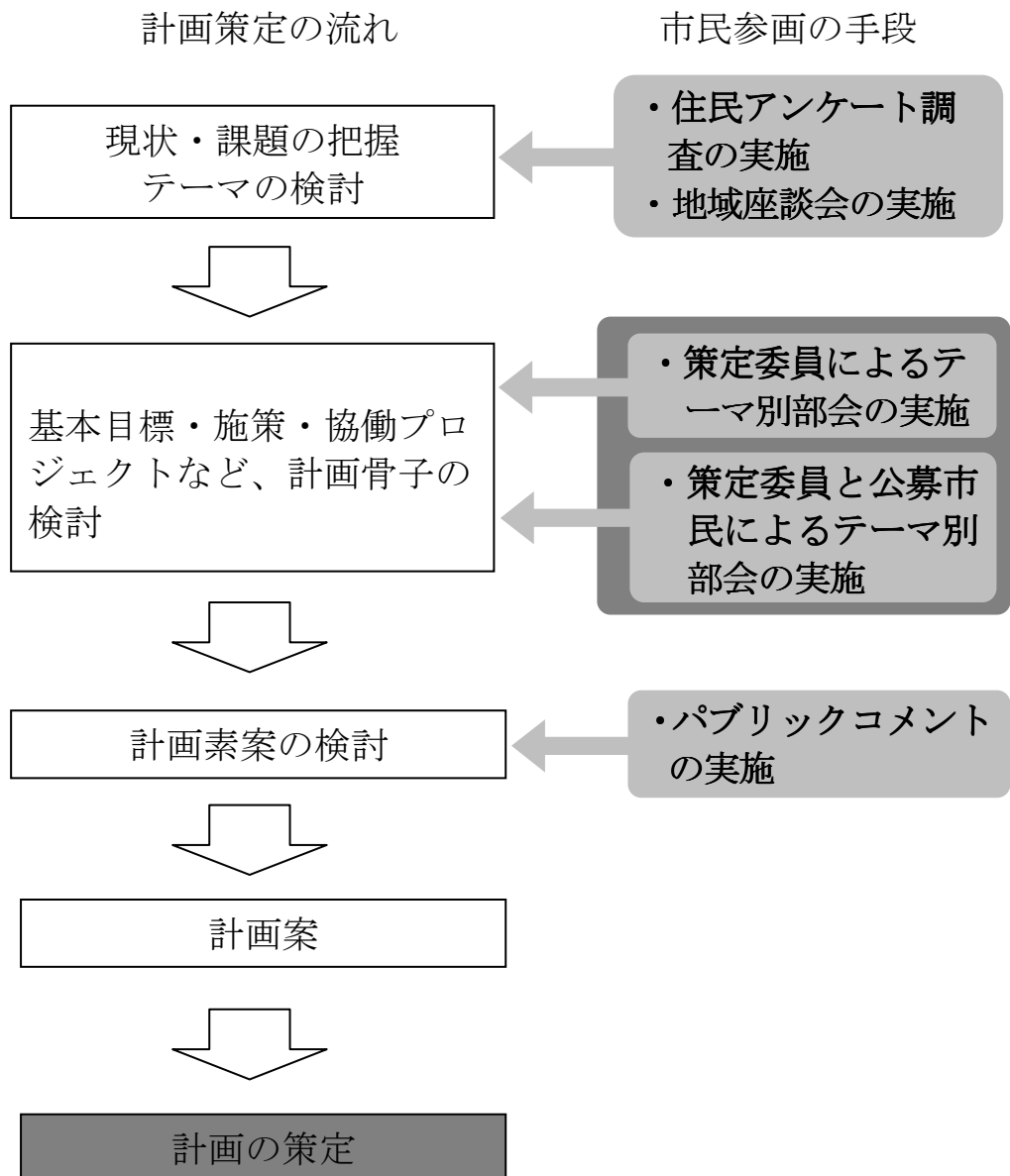
なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。



5 計画の策定過程

本計画では、幅広く市民の意見を聴取するために、アンケート調査や地域座談会、パブリックコメントを行いました。さらに計画策定にあたって、公募市民によりテーマ別に部会を開催し、基本目標をはじめ具体的な取り組みについて検討するなど、市民の参画を重視しました。

■策定の流れと市民の参画について



第2章 野々市市の地域福祉を取り巻く現状と課題

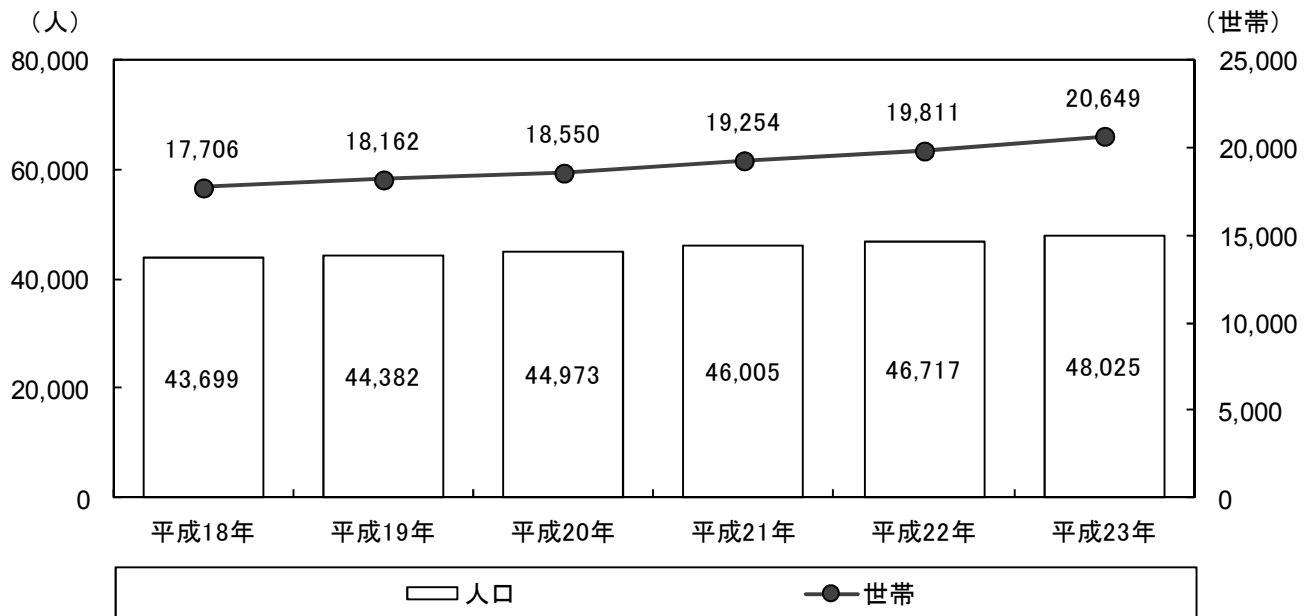
アンケート調査をはじめ、地域座談会やテーマ別部会などから市民の意見を聴取するなかで、本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を把握しました。地域福祉を推進するにあたって、さまざまな地域特性や社会資源がある一方で、解決すべき課題があることも分かりました。

1 野々市市の概要

①人口

わが国の総人口は減少傾向にありますが、本市においては、近年特に人口の伸びが顕著となっており、今後もしばらく増加していくと見込まれています。

なお、平成22年に行われた国勢調査では、本市の人口は51,885人となっています。



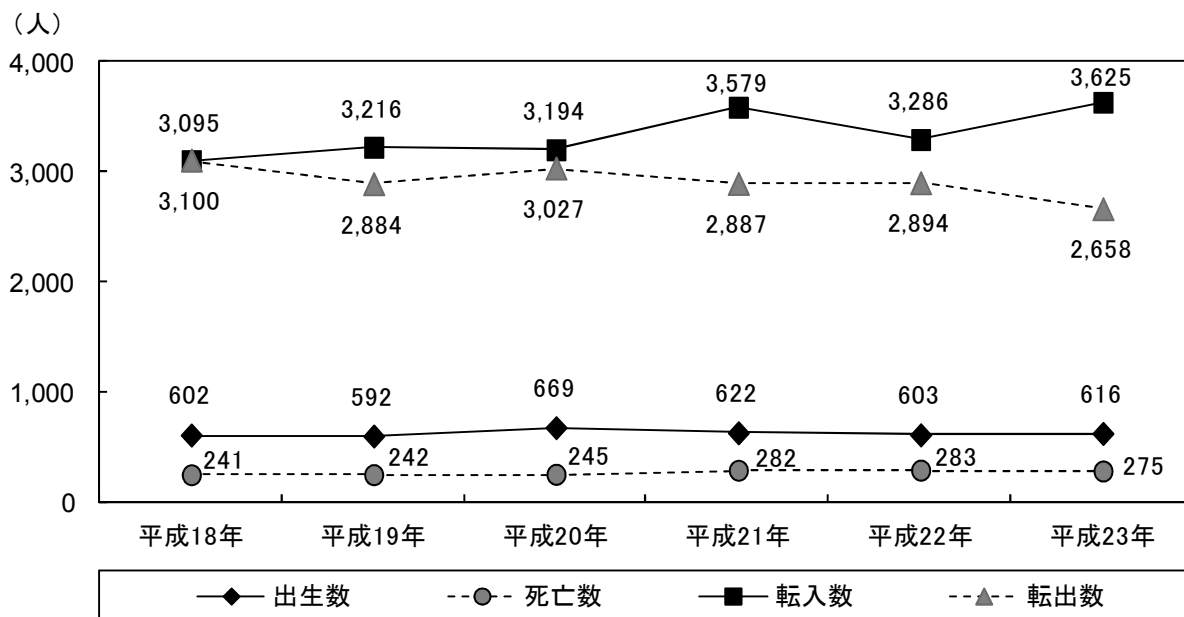
※上のグラフは住民票の届出に基づく住民基本台帳の数値のため、実際に居住している人の数とはかい離があります。

資料：住民基本台帳（12月末現在）

②人口動態

平成23年の転入者は3,625人、転出者は2,658人と、転出者より転入者が上回っています。中南部土地区画整理事業の完了による住宅の伸びや、現在整備中の北西部区画整理事業を鑑みると、今後も転入者の増加が見込まれます。

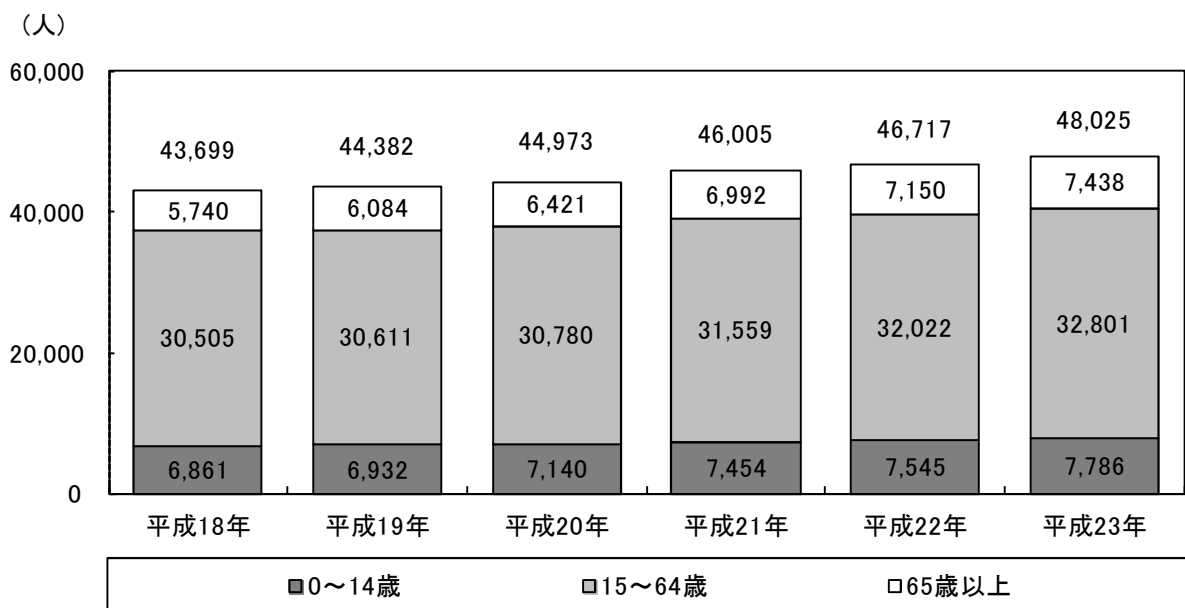
また、出生数については死亡数の2倍以上になっており、人口増加の要因となっています。



資料：総務企画課（年集計）

③年齢別人口

年齢別に人口を見てみると、年少人口（0歳から14歳）と生産年齢人口（15歳から64歳）は、ほぼ横ばいで推移していますが、老年人口（65歳以上）は増加しており、本市においても、高齢化が進行していくことが予想されます。

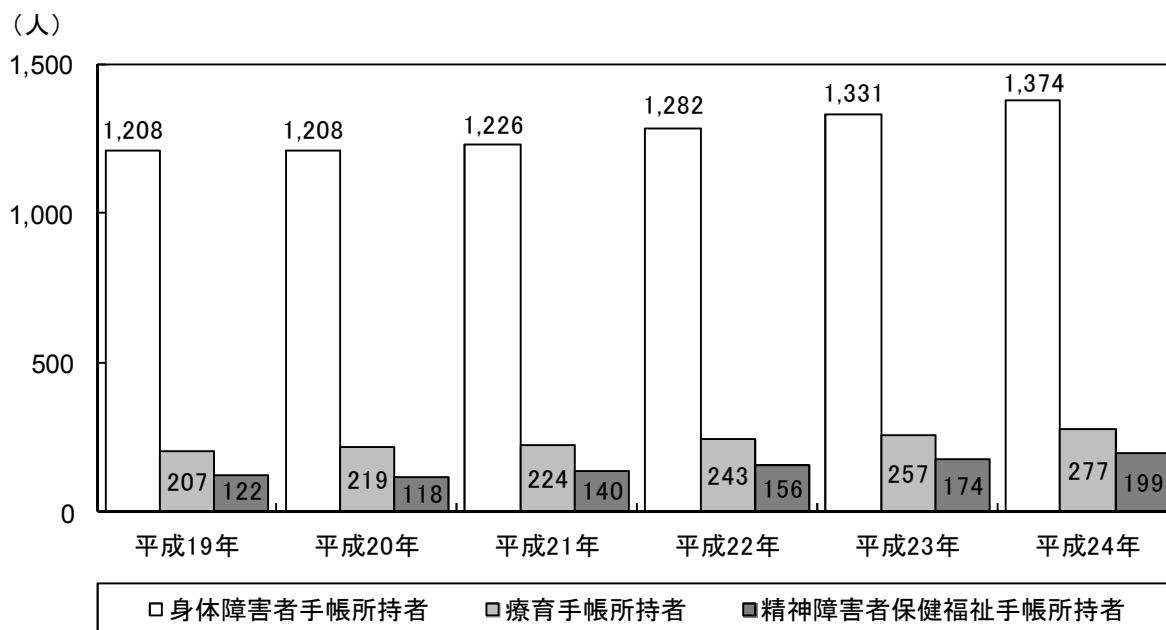


※総数は年齢不詳分を含むため、年齢別人口の合計と一致しない場合があります。

資料：住民基本台帳（12月末現在）

④障害のある方

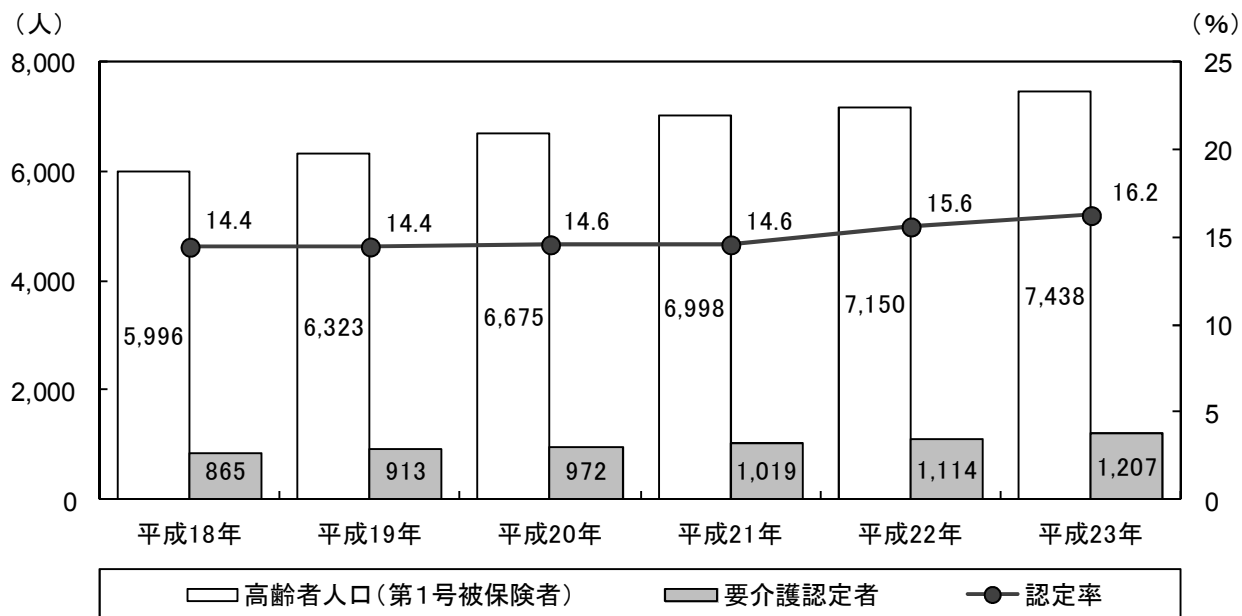
障害のある方には障害の内容、程度により手帳を交付しています。身体障害者手帳、療育手帳の年間交付者数は微増傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加傾向にあります。



資料：福祉総務課（3月末現在）

⑤介護を必要とする人

介護認定率は年々増加する傾向にあります。高齢化の進行に伴い、今後も介護認定者が増加すると予想されます。

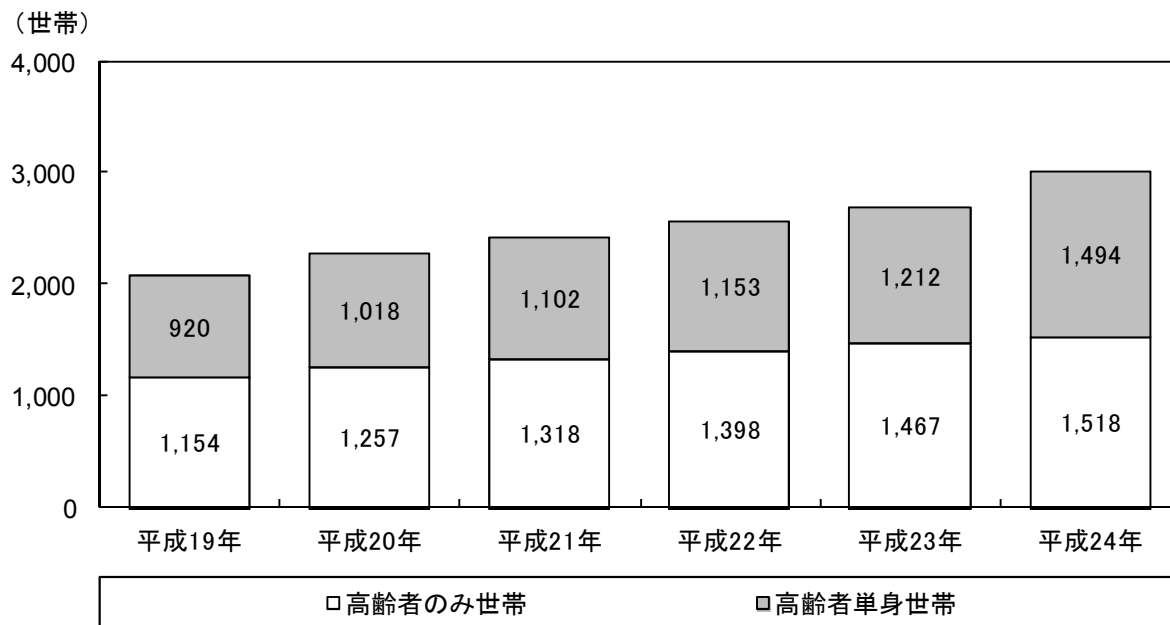


※介護保険制度では、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者とに分類されています。

資料：介護保険事業状況報告（12月末現在）

⑥高齢者世帯

高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が年々増加しており、全世帯にしめる割合も増加しています。



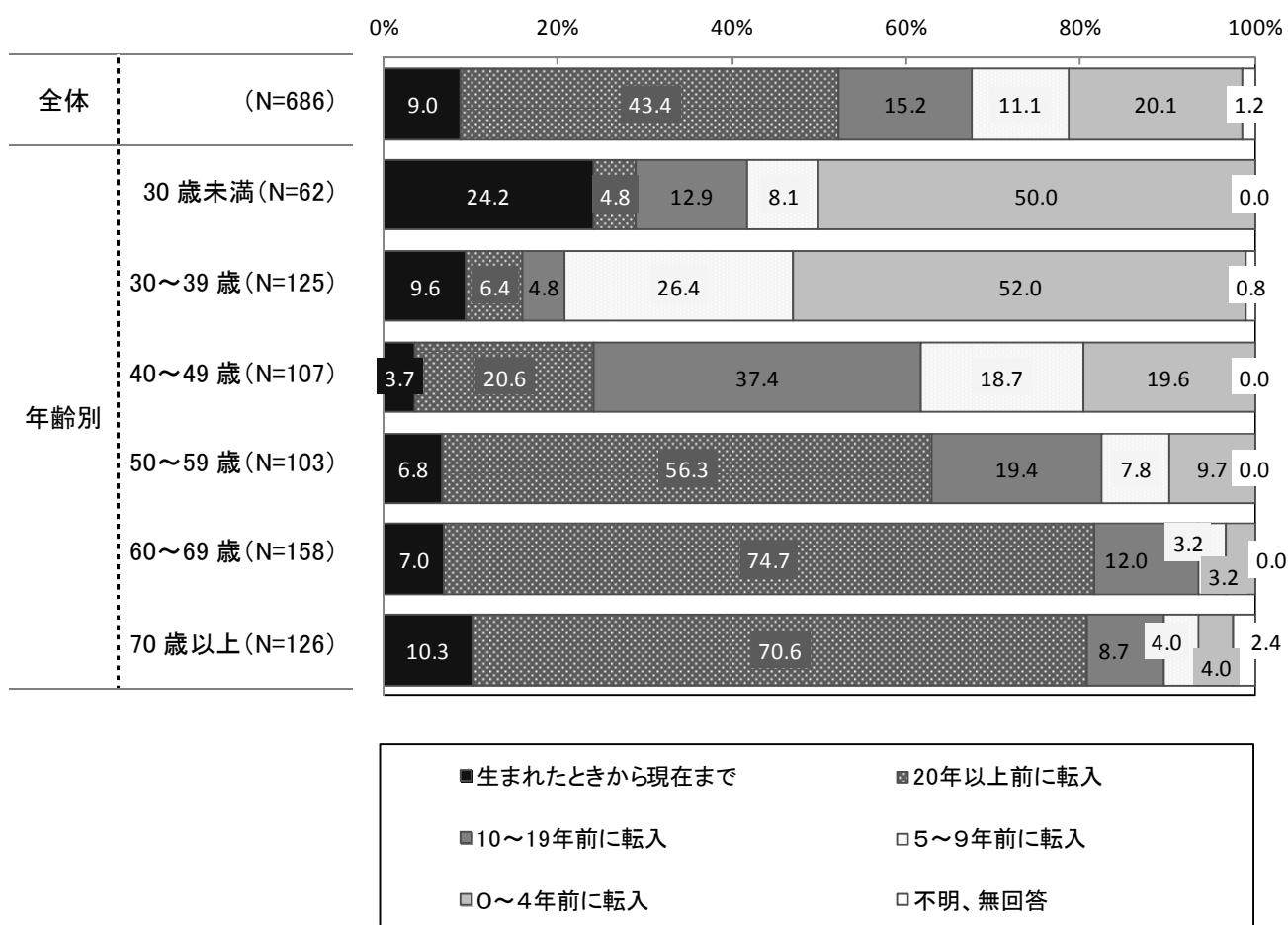
※「高齢者のみ世帯」には高齢者単身世帯を含みません。

資料：介護長寿課（3月末現在）

⑦居住期間

居住年数について、「20年以上前に転入」が43.4%と最も高く、次いで「0～4年前に転入」が20.1%となっています。また、「生まれたときから現在まで」は9.0%と最も低い割合となっています。

30～39歳にかけては「0～4年前に転入」が最も高いことから、若い世代ほど転入の割合が多い状況にあります。



資料：「野々市市地域福祉計画」「野々市市地域福祉活動計画」策定に関するアンケート調査報告書（平成24年2月）

2 現状と課題

アンケート調査や地域座談会の結果から、本市における地域福祉のテーマを「参加」「支え合い」「つながるしくみ」「地域環境」の4つに設定しました。そのテーマごとに現状と課題をまとめました。

(1) 「参加」から見る現状と課題

現 状

・若くて活気がある

平成22年国勢調査による平均年齢は39.7歳、高齢化率は15.6%と、石川県内で最も若いまちであり、若くて活気のあることが特徴といえます。

また、市制施行により、市民一体となったまちづくりに対する気運が高まっていることも地域特性として挙げられます。

市では世代間交流や健康づくりを目的として「のっティ体操」の普及に取り組んでいるほか、市社協ではボランティア団体の協力のもと、世代間交流を目的に「お年寄りと子どものフェスティバル」を開催するなど、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加、交流できるさまざまな取り組みを行っています。

さらに、春には「椿まつり」、夏には「じょんからまつり」、秋には「じょんからの里マラソン大会」などといった市民参加型のイベントを、1年を通じて開催しています。

課 題

・市民同士のあいさつ・声かけ、交流

優良な宅地が整備されると共に、商業施設や医療機関などが増加し、生活環境が充実してきたことから転入者が多くなっています。

こうした状況を背景として、地域座談会では「近所付き合いが希薄になってきた」「隣近所にどんな人が住んでいるのか分からない」「新旧の地域間の交流が少ない」「世代間の交流が少ない」といった課題が挙げられました。アンケート調査からも、若い世代ほど隣近所との付き合いが希薄である傾向が見られます。

さらに、若い世代ほど賃貸アパート・マンションに暮らす割合が高いことから、地域座談会では、賃貸アパート・マンションの住民について、「顔や名前が分からない」「日頃の付き合いがない」「転出入者を把握できない」といった都市的な課題が挙げられました。

また、テーマ別部会では、ひとり暮らし高齢者など、地域で孤立しやすい人をはじめ、地域とのかかわりを望まない人への対応の重要性についても話し合われました。

支え合い・助け合いのまちづくりを進めるため、まずはあいさつや声かけなどから、市民同士の日頃の関係づくりや交流を増やすことが求められています。

・若い世代や転入者などの地域活動への参加

アンケート調査からは、若い世代が地域活動へ参加する割合が低い状況が見られます。

地域座談会では、地域活動について「参加者が固定化している」「参加者が高齢化している」という課題が挙げられました。

また、「若い世代や転入者は地域活動に興味があっても、参加しにくいのではないか」「地域の情報が届いていないのではないか」といった意見もあり、若い世代や転入者が多い本市においては、こうした人々を地域活動への参加につなげる取り組みが求められています。

(2) 「支え合い」から見る現状と課題

現 状

・地域活動が活発

市内には54の町内会があり、子どもの通学を見守る「見守り隊」をはじめ、自警団や自主防災組織など、それぞれの地域に密着し、活発な活動を行っている町内会もあります。

地域座談会でも町内会活動に関する意見が多く、「支え合いマップをつくっている」「美化活動を行っている」「バーベキュー大会などの交流イベントを開催している」「同好会やサロンがある」といった、さまざまな独自の取り組みが挙げられました。

また、子ども会や老人クラブなどの地域活動も活発に行われており、こうした活動を背景として、「地域住民の仲がいい」「まとまりがいい」といった意見も挙げられました。その反面、老人クラブでは、加入者の減少、高齢化といった問題も生じています。

・市内にある3つの大学

工業系の金沢工業大学、生物資源環境系の石川県立大学、生涯学習系の放送大学石川学習センターと、3つの大学が立地しており、多くの学生が暮らしています。「第一次総合計画」においても、「大学連携の推進と地域参加」を掲げ、地域産業や生涯学習など多くの分野において、大学・学生・市による協働のまちづくりを進めています。

課 題

・地域における社会資源（ヒト・モノ・情報）の活用

アンケート調査からは、「地域での支え合いや助け合い活動」を多くの市民が必要だと感じており、除雪の手伝いなど、日常生活での困りごと、災害時の避難支援など、さまざまな場面で市民の協力が求められていることが分かりました。

地域座談会では「地域のどんな人が何に困っているか分からない」「個人情報保護の壁があって活動が難しい」といった意見もあり、ひとり暮らし高齢者や障害のある方、ひとり親家庭、子どもなど、支援を必要としている人を地域でどのように把握し、支えていくかが課題となっています。

また、各地域でさまざまな支え合い・助け合いが行われている一方で、それにかかわる人材や活動方法などの情報を、市民同士で十分に共有できていない状況が見られます。アンケート調査からも、あいさつや安否確認などの声かけや、除雪の手伝い、話し相手ならできるという回答が多く見られたほか、テーマ別部会では大学

や学生についても、地域における社会資源として活用していくべきだという意見が挙げられました。

人材や情報などのあらゆる地域における社会資源を市民同士で発掘し、共有・活用するとともに、支援を必要とする人へとつなぐ地域のネットワークづくりが求められています。

(3) 「つながるしくみ」を取り巻く現状と課題

現 状

・町内会や民生委員・児童委員などによるきめ細かな見守り、相談

地域座談会では、町内会や班単位で「高齢者世帯への声かけ、安否確認を行っている」といった取り組みが多く聞かれました。また、アンケート調査からも困ったときの相談相手は、「家族」に次いで「近所の人」「町内会の役員」が多く、日頃から地域できめ細かな見守りや相談が行われている様子が見えます。

また、民生委員・児童委員と地域福祉推進員が連携し、よりきめ細かに活動しています。

課 題

・関係機関・団体の活動の周知

アンケート調査からは、民生委員・児童委員や地域福祉推進員が、連携しながら見守り活動や相談に取り組んでいる一方で、民生委員・児童委員や地域福祉推進員の名前や活動が、十分に市民に知られていないことが分かりました。また、地域福祉を推進するうえで核となる市社協についても、その活動内容が十分に知られていないことが分かりました。今後、これらの関係機関・団体の活動内容や役割について市民に周知し、地域の見守り体制や身近な相談体制を強化していくことが求められています。

・身近な相談から専門的な支援につなぐネットワーク

テーマ別部会では、認知症や虐待など、家族だけでは抱えきれない問題や、地域だけでは解決できない問題を把握し、支援につなげるしくみの重要性について話し合われました。また、「本当に困ったときに、どこに相談すればよいか分からないのでは」といった意見もあり、困ったときにいつでも気軽に相談できる体制づくりとともに、相談を適切な専門機関につなぐネットワークづくりが、課題として挙げられました。

(4) 「地域環境」を取り巻く現状と課題

現 状

・生活環境に恵まれたコンパクトなまち

本市には商業施設が多く、また、保健・医療機関や福祉施設も数多く整備されています。さらに、コミュニティバス「のっティ」が運行しているなど、交通環境も整っています。東洋経済新報社が発表した「住みよさランキング2012」では、本市は全国で総合2位となっており、特に「利便度」「快適度」「安心度」の3部門において全国トップクラスの評価がされています。地域座談会でも、「生活環境がいい」「暮らしやすい」「交通が便利」といった意見が多く聞かれ、生活環境に恵まれたコンパクトなまちといえます。

課 題

・地域福祉に関する市民の意識や理解

アンケート調査からは、地域での支え合いの重要性を感じている人が多い一方で、地域福祉を推進するために自身ができることは特になく思っている人が多く、地域福祉を進めていくうえで、市民の意識がまだまだ十分とはいえないことが分かりました。意識づくりは長期的な取り組みが必要となるため、学齢期から生涯にわたる福祉教育の場が求められています。

また、テーマ別部会では、高齢者や障害のある方が安全・安心に暮らすためには、生活環境の整備だけでなく、高齢や障害に対する理解や知識が必要との意見から、「心のバリアフリー」の重要性について話し合われました。地域座談会でも、「家族の障害や認知症を隠してしまう」といった意見があり、すべての市民が障害などについて正しい知識を持ち、互いに理解し合うことが重要だといえます。誰もが地域活動に参加でき、活躍できる環境を整えることが課題として挙げられました。

・市民が集う場の整備

地域座談会やテーマ別部会では、地域住民の参加や交流の重要性が話し合われました。市内の各町内会には集会所がおおむね設置され、公民館などの公共施設も多くありますが、老朽化が進んでいる施設や、バリアフリー化がされていない施設もあり、誰もが集いやすい環境を整備していくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、まちづくりの理念として「愛と和の市民憲章」を掲げています。「第一次総合計画」のサブタイトルは「ともに創るとともに育む」であり、また、将来都市像である「人の和で 椿十徳 生きるまち」のもと、市民協働のまちづくりをうたっています。

本計画においても、子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が地域でいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりが「愛と和」でつながり、市民・事業所・市社協・市が地域の課題を共有し、解決に向けて協働するまちをめざします。

本計画では、「みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち」を基本理念として決めました。これは、市民に対して行ったアンケート調査と、市民が参加した地域座談会やテーマ別部会などの結果を受けて設定した4つの基本目標をまとめたものとなっています。

みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち

- みんなで.....すべての市民を表します。子どもから高齢者まで、この計画はみんなが主役です。
また、第一次総合計画でうたわれている市民協働の精神を表します。
- 支え合い.....「支え合い」の身近な地域づくりを示すとともに、市全域における「地域福祉」そのものを表します。
- 声.....「参加」の呼びかけを示すとともに、日頃の見守り・気配りを表します。
- 心.....「地域環境」の互いに理解し合う心、地域福祉の大切さを知る心を表します。
- つながる.....「つながるしくみ」の地域福祉ネットワークを示すとともに、市民・事業者・市社協・市の連携による計画の推進性・継続性を表します。
- 元気なまち.....地域座談会で「地域のここがいいげん」として挙がってきたキーワード「元気」を基本理念に取り入れています。
若くて活気あふれる市の特徴を表しています。

2 計画の基本目標

基本理念である「みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち」を実現するため、次のように4つのテーマを盛り込んだ基本目標を定めます。

(1) 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう！

若くて元気なエネルギーを生かし、すべての市民がかかわり合えるまちづくりを進めるために、参加しやすい地域づくりを進めます。そして、若い世代や転入者のほか、情報が届きにくい人たちも含めたすべての市民に対し、情報提供、情報発信に努め、みんなに参加を呼びかけていきます。また、子どもから高齢者まで、世代を超えた交流を通じ、心も体も元気に暮らせるまちをつくります。

(2) みんなでサポート 「支え合い」のまちをつくろう！

町内会などによる活発な地域活動や大学など、たくさんの資源があります。ヒト・モノ・情報といった身近な資源を活用し、これらをつなげることで、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭など、日常生活でちょっとした支援を必要とする人たちを、地域で支え合えるまちをつくります。また、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭等といった、支援を必要とする人たちを日頃から地域で見守り、災害等緊急時においても地域で支え合える、安全・安心のまちをつくります。

(3) みんなが「つながるしくみ」 安心のまちをつくろう！

市民だけでなく、ボランティアや市社協など、さまざまな機関・団体が隙間なくつながることで、家族で抱えきれない困りごとを地域につなげるしくみ、さらに地域で対応できない問題を適切な専門機関に相談し、つなげるしくみをつくります。また、課題を抱えた人を発見し、必要なときに必要な支援・サービスを適切に受けられるしくみをつくります。

(4) 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！

地域福祉のまちづくりを進めるために、その土台となる市民意識を高め、子どもから大人まで生涯にわたって、学習活動ができる環境を整えます。また、障害を持っていても当たり前で生活でき、すべての市民が地域でいきいき暮らせるノーマライゼーション社会の実現に向け、地域や心のバリアフリーを進めます。そして、お互いに理解し合うことで、みんなが活躍でき、いつでも集うことができる地域環境をつくります。

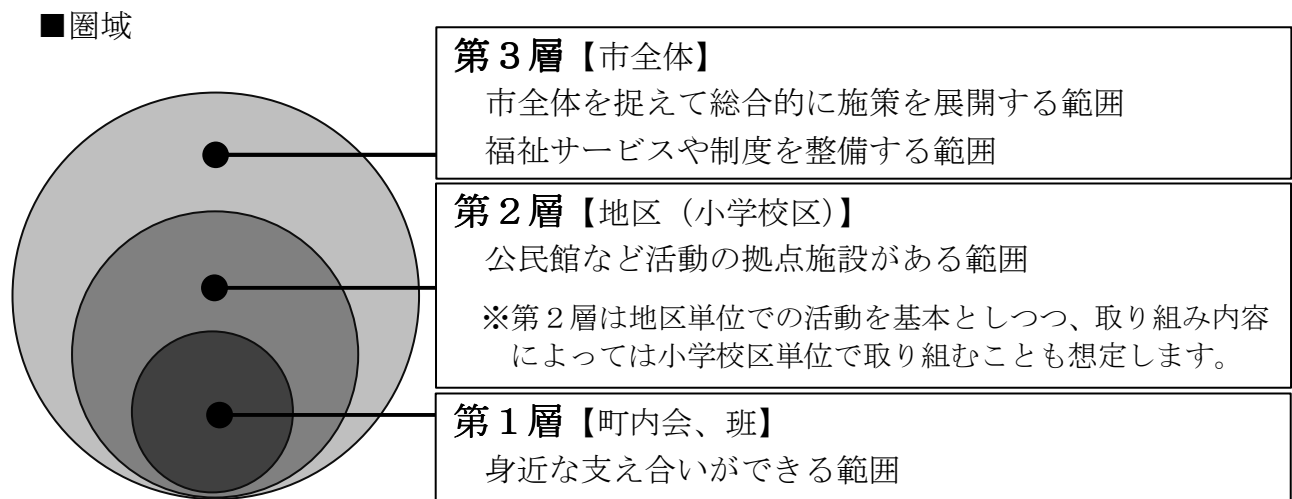
3 圏域の考え方

地域福祉活動では、地域住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むこととなります。したがって地域福祉活動は、おのずとそうした課題が見えるような、小さな圏域を単位として行われることとなります。一方で、問題領域によっては、小さな圏域だけでは対応できないものもあり、より広域な圏域や市全域で検討していくべき課題もあります。

アンケート調査では、「地域」と思う範囲について、全体では「町内会」という回答が35.3%と最も高く、多くの市民が「町内会」を身近な地域と捉えていることが分かりました。一方、「町内会」という回答を年齢別で見ると、30歳未満では約2割、60歳代では約5割と、年齢によっても「地域」の捉え方が違うことがうかがえました。

また町内会といっても、市内には54の町内会があり、その世帯数や構成はさまざまです。そのため、より身近な地域として、班単位の活動が求められることも考えられます。さらに、町内会より広域の圏域を考える場合、市内には、地区や小学校区といったように、想定される活動内容や参加者によって圏域が異なるので、活動が重複する地域、活動から漏れてしまう地域がないよう、十分に情報共有し、調整を図っていくことが重要です。

以上のことから、次のとおり圏域を設定しつつ、取り組み内容やその状況に応じて柔軟に対応していくものとします。



4 各主体の役割

本計画の実施にあたっては、市民・事業所・市社協・市などそれぞれが連携、協力し、推進する必要があります。そのため、以下の考え方にに基づきながら、第4章でそれぞれの具体的な役割を施策ごとに示すものとします。

①市民

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが求められます。あいさつや声かけをはじめ、地域で困っている人へのちょっとした手伝いなど、日頃からの気配りや目配り、ささやかな見守りは、地域住民にしかできない重要な役割といえます。また、ひとりでも多くの市民が町内会をはじめとする地域活動に参加することで、地域のつながりが強まり、さまざまな支え合い・助け合い活動が展開していくことが期待できます。

さらに、町内会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティア団体など、地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい問題に、積極的に対応していく役割が求められます。

本計画における「市民」とは・・・

- ・ 市民
- ・ 町内会
- ・ 自主防災組織
- ・ 老人クラブ
- ・ 子ども会
- ・ ボランティア
- ・ 市民サークル
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 地域福祉推進員
- ・ 小・中学生、高校生
- ・ 大学生

など

②事業所

福祉サービス事業所は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むといった役割が求められます。また、福祉サービス事業所は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスの提供に反映していくことが期待されます。

さらに近年、宅配事業所によるひとり暮らし高齢者の見守り活動など、地域福祉の担い手としての役割が注目されています。事業所も地域社会の一員であり、これからは地域貢献の意識を持ち、市民が安心して豊かに暮らすことができるよう協力・連携していく役割が求められます。

本計画における「事業所」とは・・・

- | | |
|-------------|------------|
| ・福祉サービス事業所 | ・農業協同組合 |
| ・シルバー人材センター | ・高校、大学 |
| ・NPO法人 | ・情報文化振興財団 |
| ・病院、医院 | ・公共施設管理事業団 |
| ・商工会 | など |
| ・商店 | |

③市社協（市社会福祉協議会）

市社協は、社会福祉法に地域福祉推進を目的とする団体として位置づけられています。これまで、市と協働して民生委員・児童委員やボランティア団体などに活動支援を行っていますが、地域福祉の推進役として今後ますます活躍が期待されます。そのためにも、地域でさまざまな活動をしている団体や個人との相互協力・合意形成に努め、より一層市と連携・協働していくことが求められています。今後は現在分散している組織の機能集約など、市民の拠り所をさらに充実し、市社協の機能集中、強化を図ります。

また、市と協働し、本計画の事業の推進及び進行管理を行います。

本計画における「市社協」とは・・・

- | | |
|-----------|-------------|
| ・市社会福祉協議会 | ・ボランティアセンター |
| | など |

④市

市は、市民の福祉向上をめざし、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、市民、事業所、市社協などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。また、保健・医療・福祉の分野ほか、教育、建設分野など市全体で総合的に地域福祉を推進していきます。

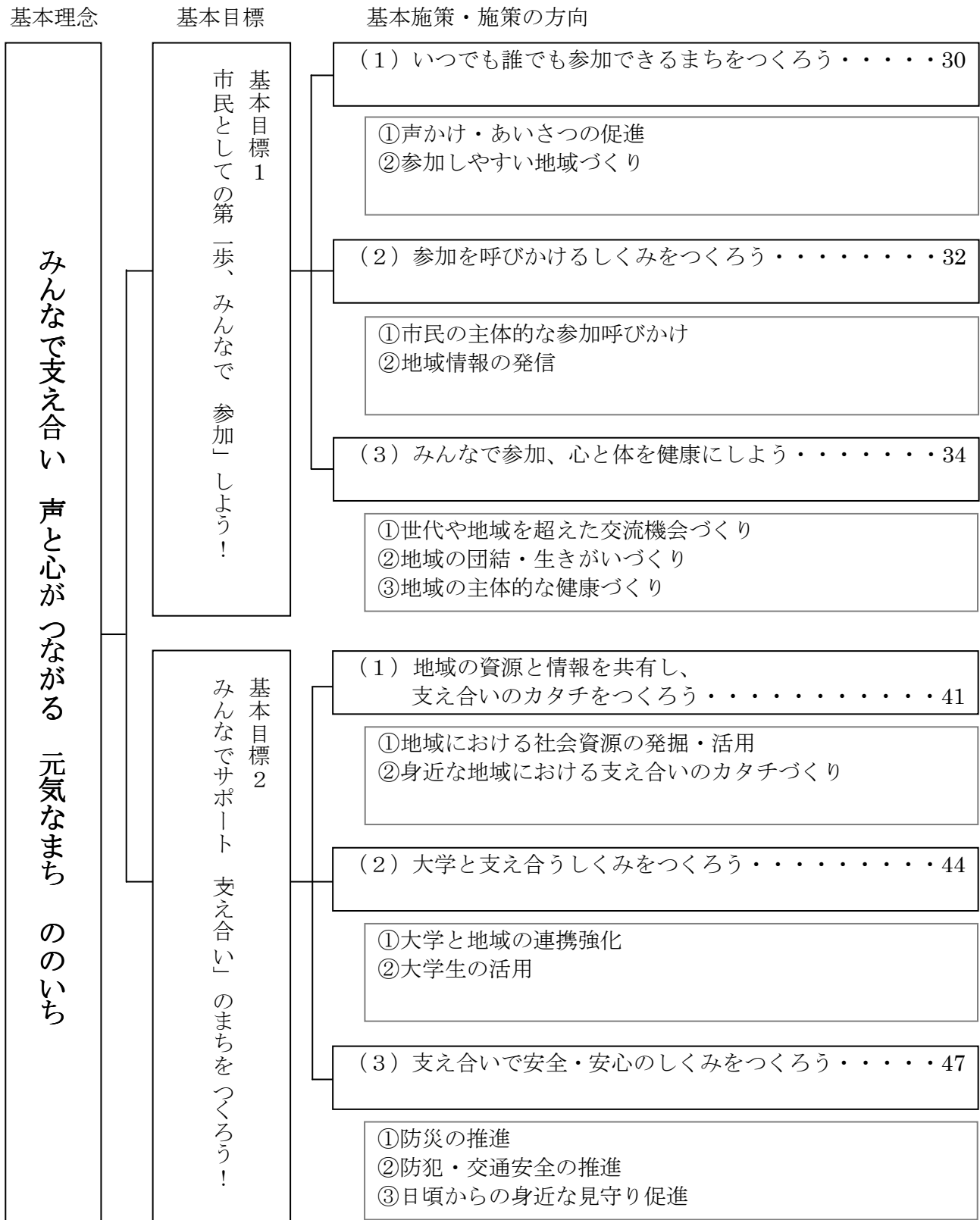
さらに、広域的な対応を必要とする課題については、国・県との連携のもと対応していきます。

本計画における「市」とは・・・

- ・ 野々市市
- ・ 市立保育園
- ・ 公民館
- ・ 市立小中学校

など

5 計画の体系



基本理念

基本目標

基本施策・施策の方向

みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち

基本目標 3
みんなが つながるしくみ「安心のまちをつくらう！」

(1) みんながつながる新しいネットワークをつくらう・・・52

- ①支援が必要な人を地域と共に支えるネットワークづくり
- ②困難事例等に対応する専門機関ネットワークづくり

(2) みんなが相談しやすいまちをつくらう・・・・・・55

- ①地域の身近な相談体制づくり
- ②各種相談窓口の周知・充実

(3) みんなですすめる権利擁護のしくみをつくらう・・・58

- ①権利擁護の推進
- ②虐待防止対策の推進

(4) みんなが安心できる福祉サービスを充実しよう・・・61

- ①安心して福祉サービスを利用できる体制づくり
- ②福祉サービス事業者の連携強化

基本目標 4
声がかこえ、顔の見える 地域環境づくり」をしよう！

(1) みんなで福祉環境をつくらう・・・・・・64

- ①福祉意識・協働意識の向上
- ②ユニバーサルデザインによる環境整備の推進

(2) みんなが活躍できる地域をつくらう・・・・・・67

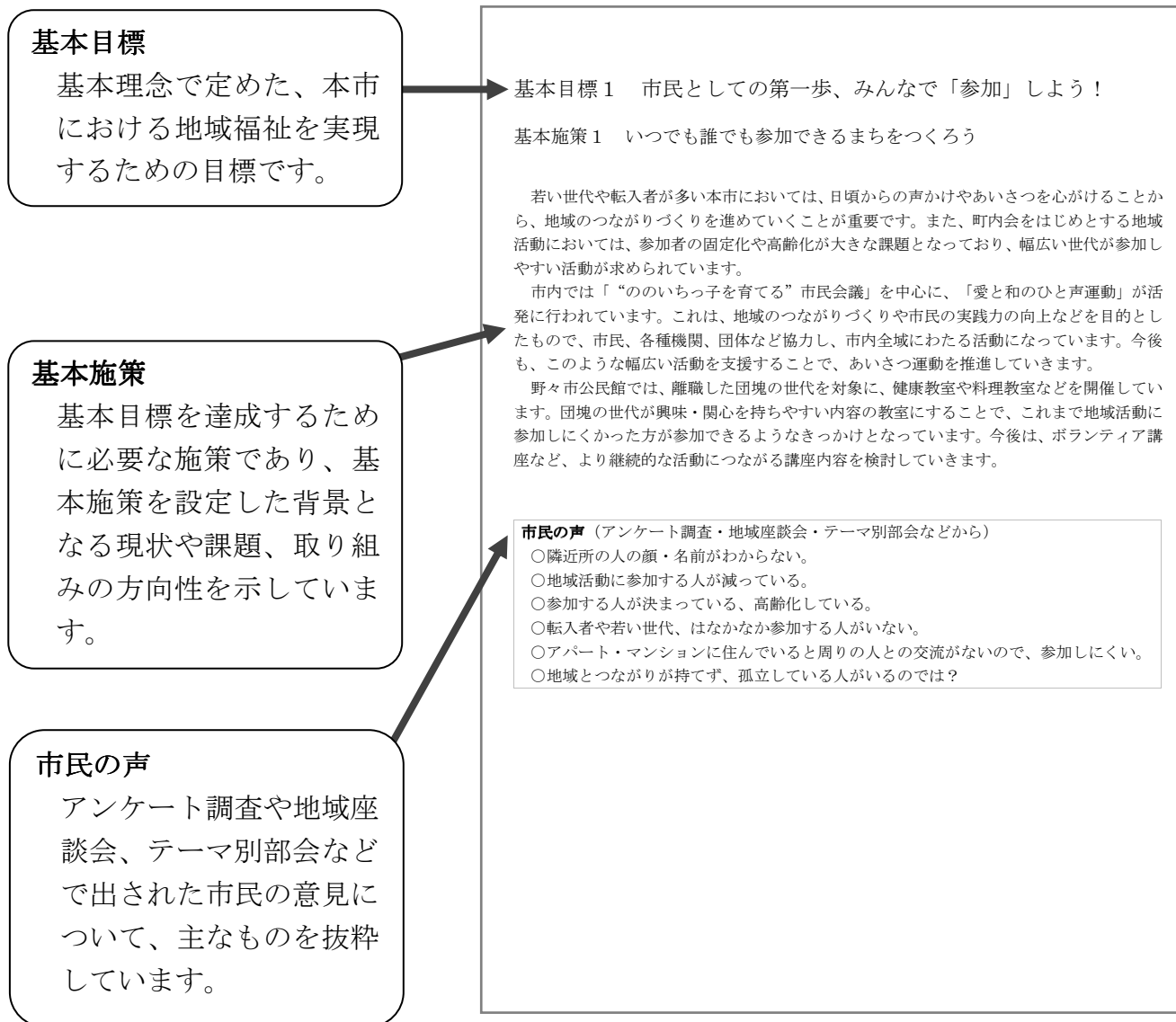
- ①地域福祉を担う人材育成
- ②同じ悩み・課題を抱える人等のネットワークづくり
- ③高齢者や障害のある方が活躍できる地域づくり

(3) みんなで集う場所をつくらう・・・・・・71

- ①地域拠点の有効活用
- ②身近な地域で集える環境整備

第4章 施策の展開

施策の展開の見方



市民・事業所の取り組み
 市民・事業所の取り組みを示していますが、取り組み内容は、テーマ別部会で挙げられた市民の意見をもとに検討しました。

市社協の取り組み
 具体的な取り組み及び内容を示しています。

市の取り組み
 主な事業、内容及びそれを主に担う課を示しています。

(1) 声かけ・あいさつの促進

市民・事業所の取り組み

- 愛と和のひと声運動に参加します。
 ・「“ののいちっ子を育てる”市民会議」、市保護司会、民生委員・児童委員、小中学校、商工会など、各種機関、団体と連携・協力し、あいさつ運動に取り組みます。
- あいさつ・日頃の声かけをしましょう。
 例えば・・・
 ・地域活動に関心を持ってもらうため、顔を見た人に声をかける。
 ・定年で自宅におられる方を、町内でできるだけ把握して声をかける。
- 孤立した人に声かけをしましょう。
 例えば・・・
 ・孤立した人へ積極的に声をかける。
 ・元気な高齢者に声をかけ、町内会や老人会活動等への参加を促す。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
ボランティア活動などを通じた声かけの促進	古切手やプルタブの収集ボランティアなど、子どもから高齢者までが気軽に参加できるボランティア活動などを通じて、住民同士の声かけを促進します。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
青少年健全育成の推進(あいさつ運動)	「“ののいちっ子を育てる”市民会議」による愛と和のひと声運動と連携し、街頭呼びかけ(市内7か所)、広報車による街宣活動を行い、あいさつ運動を推進します。	生涯学習課 学校教育課

1 **基本目標 1** 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう！

(1) 基本施策1 いつでも誰でも参加できるまちをつくろう

若い世代や転入者が多い本市において、日頃の声かけやあいさつを心がけることから、地域のつながりづくりを進めていくことが重要です。また、町内会をはじめとする地域活動においては、参加者の固定化や高齢化が大きな課題となっており、幅広い世代が参加しやすい活動が求められています。

市内では「“ののいちっ子を育てる”市民会議」を中心に、「愛と和のひと声運動」が活発に行われています。これは、地域のつながりづくりや市民の実践力の向上などを目的としたもので、市民、各種機関・団体などが協力することで、市内全域にわたる活動になっています。今後も、このような幅広い活動を支援することで、あいさつ運動を推進していきます。

野々市公民館では、離職した団塊の世代を対象に、健康教室や料理教室などを開催しています。団塊の世代が、興味や関心を持ちやすい内容の教室を開催することで、これまで地域活動に参加しにくかった人でも気軽に参加できる教室になっています。今後は、ボランティア講座など、より継続的な活動につながる講座内容を検討していきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 隣近所の人顔や名前が分からない。
- 地域活動に参加する人が減っている。
- 参加する人が決まっていて、さらに高齢化している。
- 転入者や若い世代では、なかなか参加する人がいない。
- アパート・マンションに住んでいると周りの人との交流がないので、参加しにくい。
- 地域とつながりが持てず、孤立している人がいるのでは？

①声かけ・あいさつの促進

市民・事業所の取り組み

- 愛と和のひと声運動に参加します。

・「“ののいちっ子を育てる”市民会議」、市保護司会、民生委員・児童委員、小中学校、商工会など、各種機関、団体と連携・協力し、あいさつ運動に取り組みます。

○あいさつ・日頃の声かけをしましょう。

例えば・・・

- ・地域活動に関心を持ってもらうため、顔を見た人に声をかける。
- ・定年で自宅におられる方を、町内でできるだけ把握して声をかける。

○孤立している人に声かけをしましょう。

例えば・・・

- ・孤立している人へ積極的に声をかける。
- ・元気な高齢者に声をかけ、町内会や老人クラブ等の活動への参加を促す。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
ボランティア活動などを通じた声かけの促進	古切手やプルタブの収集ボランティアなど、子どもから高齢者までが気軽に参加できるボランティア活動等を通じて、住民同士の声かけを促進します。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
青少年健全育成の推進 (あいさつ運動)	「“ののいちっ子を育てる” 市民会議」による愛と和のひと声運動と連携し、街頭呼びかけ（市内7か所）、広報車による街宣活動を行い、あいさつ運動を推進します。	生涯学習課

②参加しやすい地域づくり

市民・事業所の取り組み

○若者などが参加しやすい行事を開催、工夫しましょう。

例えば・・・

- ・町内みんなで協力してできる行事をつくる（全員参加をアピール、草むしりや雪かきなど）。
- ・時間が短い行事にする。
- ・行事の日数を多くする。
- ・継続的な行事を工夫する。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
地域デビュー応援講座の開催	離職した団塊の世代を対象とし、公民館において地域活動への参加促進を目的とする「地域デビュー応援講座」を開催します。	生涯学習課
町内会活動への支援	町内会活動への相談や、補助金交付による支援を行います。	市民協働課

(2) 基本施策2 参加を呼びかけるしくみをつくろう

町内会行事への参加を呼びかけたり、地域活動団体などの情報を広く市民に伝えるには、回覧板やチラシの配布など、さまざまな方法があります。また、近年若者を中心に、フェイスブックやツイッターといった、インターネット上での情報発信手段が普及しています。このようなさまざまな手段を活用し、幅広い世代に参加を呼びかける工夫が求められています。

市社協では、広報「ののいち社会福祉」などを通じて情報を発信しています。また今後、市社協ホームページを整備し、情報をより迅速に発信できる体制を整えます。

市では、広報紙、ホームページ、えふえむ・エヌ・ワンやケーブルテレビなどさまざまな媒体を通じて、情報を発信しています。市のホームページは、平成22年度、平成23年度全国広報コンクールウェブサイト「町村の部」で入選し、最優秀賞を受賞しました。今後もより良い情報発信を推進していきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会などから）

- 地域活動に参加してもらうためのPR・情報発信が不十分では？
- 特に転入者には、地域情報がなかなか届かない、届けにくい。
- 回覧板に出欠を書くのはなんとなく抵抗があるので、何か良い方法に変えてはどうか。

①市民の主体的な参加呼びかけ

市民・事業所の取り組み

○チラシを作成、配布しましょう。

例えば・・・

- ・関心を持てるチラシをこまめにつくり、配布する。
- ・普段参加しない人に個別にチラシを配布する。
- ・人がよく行く所にチラシを置く。

○参加を呼びかけましょう。

例えば・・・

- ・隣近所の呼びかけの方法として「(行事等に) 行きませんか？」といった声かけをする。
- ・自分が参加するときに声かけして一緒に参加する。

②地域情報の発信

○情報文化振興財団は地域ポータルサイトを運営します。

- ・地域ポータルサイト「ののいちタウン情報局」を管理運営し、地域的话题を積極的に情報発信します。
- ・町内会や公民館などの地域活動団体がウェブ上で情報発信するための支援を行います。

○地域情報を発信しましょう。

例えば・・・

- ・町内会のホームページをつくる。
- ・町内の掲示板の場所をPRする。
- ・町内会の広報紙をつくる。
- ・年間行事予定を周知する。

○集合住宅へ地域情報を伝えましょう。

例えば・・・

- ・アパートに回覧板がまわるようにする。
- ・集合住宅は掲示板を設置し、市・市社協からの情報などを住民に知らせる。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
広報「ののいち社会福祉」による地域情報の提供	広報「ののいち社会福祉」を年3回全戸配布し、市社協の各種事業情報をはじめ、ボランティア活動情報を提供します。
市社協ホームページの開設	市社協ホームページを開設し、より多くの市民が地域情報に触れることのできる環境をつくります。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
転入者への地域情報の提供	転入者に対し、転入届申請時に「市民便利帳」を配付するなど、地域情報の提供に努めます。	市民協働課 市民課
各種媒体を通じた地域情報の提供	市ホームページ、広報「ののいち」をはじめ、えふえむ・エヌ・ワンやケーブルテレビなど、各種媒体を活用し、地域情報を提供していきます。各小中学校においても、ホームページや学校便りなどを通じて、PTA活動などの情報を提供します。	市民協働課 学校教育課

(3) 基本施策3 みんなで参加、心と体を健康にしよう

支え合い・助け合い活動を進めるためには、市民同士や団体間での交流は欠かせません。また、ひとり暮らし高齢者や子育て中の親などが孤独や不安を感じることなく、安心して暮らしていくためにも、交流を深め、より良い関係を築くことが大切です。

健康づくりは、今まで個人の努力が重要と考えられてきましたが、近年、ひとり暮らし高齢者の増加や家庭の養育力が低下してきたことなどから、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことが求められています。

市内では各種行事として、「じょんからまつり」をはじめ、町内会での「盆踊り」「秋祭り」、地区においては「虫送り」などがあります。その他にも、公民館単位での「地区運動会」、各町内会独自の企画として、「バーベキュー大会」「グラウンドゴルフ大会」など、活発に世代を超えて市民交流が図られています。

市社協では、世代間交流の促進やボランティア活動の推進などを目的として、「お年寄りと子どものフェスティバル」を開催しており、参加団体、人数ともに年々増加しています。さらに、障害のある方の社会参加や市民との交流を目的として、「障害者スポーツ交流大会」

も開催しています。障害のある方をはじめ、多くのボランティア団体が参加するなど、誰もが参加しやすい大会となっています。今後も多くの市民に参加を呼びかけていきます。

また、老人クラブ連合会の活動を支援することにより、高齢者の健康増進や交流を図り、生きがいを推進します。

市では、公民館サークルや子育てサークルなどの各種サークルに対し、情報提供、活動支援を行うことにより、市民同士の交流の場をつくっています。

さらに、健康診断の受診率を、地区ごとに集計し公表することで、個人はもちろんのこと、地区でも健康に関心を持ってもらえるよう働きかけています。健康づくりに関心の高い地区では、健康診断の受診率が向上していることから、今後も地区における健康づくりを推進していきます。

また、市民の健康づくりや介護予防などを目的に「のっティ体操」を作製しました。この体操は、子どもからお年寄りまで、誰もが楽しく体を動かすことができるもので、市の行事をはじめ、町内会や地域サロン、保育園や学校など市全体に普及するよう取り組んでいきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 世代間（子どもと高齢者）、地域間（在所と新興住宅地）など、住民同士の交流が減ってきた。
- 趣味のサークルがあったので、参加するようになった。
- 子ども会と老人クラブだけでなく、その間の世代の会があるといい。
- 他町内会との交流も必要なのでは。

①世代や地域を越えた交流機会づくり

市民・事業所の取り組み

○市民総参加でじょんからまつりを開催します。

- ・市民総参加によるふるさとづくり、文化・産業の発展を図ることを目的として、じょんからまつりを開催します。じょんから踊りコンクール大会や、商工会青年部による町内会対抗バルーンフェイトなどの企画により、さまざまな形で市民が参加できるまつりにしていきます。

○身近な地域でまつりを開催しましょう。

例えば・・・

- ・夏まつりを実施する。
- ・誰もが喜ぶまつりを普及する。

○子どもから高齢者までのふれあいや行事を企画しましょう。

例えば・・・

- ・バーベキューやボウリングなど、世代を超えて一緒に楽しめる行事を考える。
- ・獅子舞、みこし、虫送りなどの伝統行事を通じて、大人から子どもに文化を伝承する。
- ・世代混合のグラウンドゴルフ大会をする。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
お年寄りと子どものフェスティバルの開催	ボランティア連絡協議会及び中央児童館をはじめ、各種ボランティア団体などとの協働により「お年寄りと子どものフェスティバル」を開催し、世代間交流の促進をはじめ、子どもたちへの遊び場の提供、ボランティア活動の推進を図ります。 また、ボランティア団体や学生への参加呼びかけなど、イベント内容の充実に努めます。
児童館とのふれあい事業の推進	もちつき大会やグラウンドゴルフ大会、ペタンク大会などを通じて、老人福祉センター椿荘に集う高齢者と児童館で遊ぶ子どもたちとの、世代間交流を図ります。
高齢者ふれあい事業の推進	児童館を利用する児童や学童保育の児童、福祉協力校の生徒などが、ひとり暮らし高齢者等に暑中見舞いや年賀状を送付することにより、世代間交流を図ります。
障害者スポーツ交流大会の開催	障害のある方の社会参加を図るとともに、市民やボランティア団体との交流を図るため、「障害者スポーツ交流大会」を開催します。 開催にあたっては、障害のある方が誰でも主体的に参加できる競技種目や企画内容の一層の充実に努めます。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
シルバー＆チャイルドふれあい事業の実施	子育て経験者の高齢者が、保育園で乳幼児とふれあうことにより、世代間交流を図ります。	子育てあんしん課
積極的な学校公開の推進	学校・地域・家庭の交流を図るため、学校の教育活動や課題を公開するとともに、教室を地域に開放するなど、開かれた学校づくりに努めます。	学校教育課

高齢者ふれあい事業への協力	市社協が実施している高齢者ふれあい事業への協力として、福祉協力校の生徒が、ひとり暮らし高齢者等に年賀状を送付します。	学校教育課
---------------	--	-------

②地域の団結・生きがづくり

市民・事業所の取り組み

○地域住民で団結しましょう。

例えば・・・

- ・ベルマークやプルタブ集めを行い、車いすなどの寄付をする。
- ・ごみ拾いや歩道の草むしりなどの清掃活動をする。

○サークル活動をしましょう。

例えば・・・

- ・親子が一緒に参加できるサークルをつくる。
- ・サークルのチラシをつくって配布する。

○老人クラブを活用しましょう。

例えば・・・

- ・老人クラブの人々と、のっティ体操による健康づくりや日常生活を通じてふれあう。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
老人クラブ連合会運動会の開催	高齢者の健康増進及び高齢者同士の交流を図るため、老人クラブ会員が参加する運動会を開催します。 開催にあたっては、高齢者が参加しやすい競技種目や企画内容の充実に努めます。
老人クラブ連合会の活動支援	老人クラブ連合会の事務局運営を通じ、各種事業や活動支援を行います。
慰労会の開催	ひとり暮らし高齢者の閉じこもり防止及び社会的孤立の解消を図るため、民生委員・児童委員の協力のもと、温泉等の保養施設においてレクリエーションや交流会等を行います。

会食会の開催	ひとり暮らし高齢者の閉じこもり防止及び社会的孤立の解消を図るため、民生委員・児童委員の協力のもと、寸劇や踊り等の催し、会食を行います。
ふるさと味めぐりの推進	老人福祉センター椿荘やいきがいセンターの利用者を対象に、野々市生活学校の協力のもと、よもぎだんご等、自然食材によるふるさとの味を振る舞います。
いきがいセンターの運営	要介護認定を受けていない、閉じこもりがちな高齢者や虚弱な高齢者に対し、入浴サービスや日常動作訓練、生活や趣味活動の指導等、各種サービスを提供することにより、社会的孤立を解消し、生きがいを持ち、自立した生活が送れるよう支援します。

市の取り組み

主な事業	内容	担当課
寿大学校事業の推進	60歳以上の市民を対象に、明るく豊かで生きがいのある生活を送るため、高齢化社会における課題などを題材に教室を開催しています。学習活動を通じて、知識や教養を身につけ、仲間とのふれあいの場をつくります。	生涯学習課
市民大学校事業の推進	大学と連携し、地域の情報化や環境保全など、現代社会の課題に対応した学びの場を市民に提供しています。また、市の歴史を題材にするなど、ふるさと教育にも取り組みます。	生涯学習課
公民館サークルの活動支援	市民が生きがいを持って暮らせるよう、公民館サークルに対し、活動場所の提供をはじめ、活動成果を発表する機会の提供やサークル情報の広報等、活動支援を行います。	生涯学習課
子育てサークルの活動支援	子育て支援センターを中心に、市内の子育てサークルに対して情報提供や、活動場所の提供等、活動支援を行います。	子育てあんしん課
ボランティアガイド支援事業の推進	本市の魅力を市内外へ発信するボランティアガイドの養成及び活動支援を行います。	産業振興課

③地域の主体的な健康づくり

市民・事業所の取り組み

○身近な地域で体操を実施しましょう。

例えば・・・

- ・夏休みだけでなくラジオ体操を年中行おう。
- ・どの年代の人でも参加できる体操のサークルなどをつくる。
- ・各公園でラジオ体操をする。
- ・のっティ体操を覚える。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
ひとり暮らし高齢者給食サービス	ひとり暮らし高齢者等で希望者を対象に、食生活改善推進員及び民生委員の協力のもと、年3回給食サービスを提供し、偏りがちな食事の栄養指導や、季節の食材の調理方法等について指導を行います。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
のっティ体操の普及	市民の健康増進、介護予防、世代間交流及び地域の支え合いを促進するため、のっティ体操の普及啓発を図ります。 市のさまざまな事業、町内会や各学校の行事等、あらゆる機会を活用して幅広い世代に普及啓発していきます。	介護長寿課
地域サロンの活動支援	高齢者の介護予防、認知症予防、生きがいつくり及び地域のつながりづくりなどを目的に、「地域サロン」を立ち上げ、身近な場所における主体的な活動機会を確保します。 サロン活動にあたっては、介護予防教室等を通じて、閉じこもり予防及び身体機能の向上を支援します。	介護長寿課

高齢者筋力向上トレーニング事業の推進	高齢者の筋力低下を抑えるとともに、身体のバランス能力の向上を図るため、「高齢者筋力向上トレーニング」を継続的かつ計画的に実施することで、健康づくりを習慣化できるよう支援します。	介護長寿課
介護予防教室の開催	高齢者を対象に、町内会の集会所など身近な場所において、介護予防や健康に関する教室を行います。	介護長寿課 健康推進課
障害者ふれあい入浴事業の推進	障害者週間のある月に、障害者手帳所持者を対象に、市内公衆浴場の利用支援を行い、障害のある方の健康保持と社会参加を図ります。	福祉総務課
食生活改善推進員の養成	市民を対象に、食生活に関する知識や実践方法を身につけるための講義、実習を行い、食生活改善推進員を養成します。そして、食育事業など自主的な活動を支援することで、地域における食を中心とした健康づくりを推進します。	健康推進課
地域における健診受診勧奨及び健康教室の開催	健康づくり推進員が、効果的に健康診断の受診勧奨が行えるよう、体のメカニズムについての学習機会を設けます。その学習で得た知識をもとに、保健師や栄養士と協力し、地域の健康状態の実情に合わせた健康教室を開催し、継続的な健康づくりを支援します。	健康推進課

2 **基本目標 2** みんなでサポート「支え合い」のまちをつくろう！

(1) 基本施策 1 地域の資源と情報を共有し、支え合いのカタチをつくろう

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で暮らしていくには、雪かきや買物、ごみ出しなど、日常的に「ちょっとした手助け」が必要となります。こうした身近なニーズに対しては、公的な支援や制度で対応することは難しいのが現状です。こうした日常的できめ細かな支援について、市民やボランティアなどによる支え合うしくみづくりが求められています。

市社協では、ボランティアセンターを運営しており、ボランティア活動のコーディネートや支援、ボランティアリーダーの育成などに取り組んでいます。今後も、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。

市ではさまざまな分野のボランティア団体の活動を支援しています。また、自らの知識や特技を發揮したいと思っている市民を発掘し、「学びのサポーター」として登録し、学校教育や社会教育の場で活躍してもらっています。今後も、市民の「何かやってみたい」という思いを支援していきます。

また、市と市社協では、住民相互のきめ細かな支え合い活動を促進することを目的に、町内会に対して「地域支え合いマップ」の作成支援を行っています。要援護者台帳の活用方法に悩む町内会が多いなか、マップを作成することにより、要援護者の見守り体制が一層整備されることが期待できます。今後もマップ作成を啓発し、より多くの町内会で作成されるよう推進していきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 地域の資源（ヒト・モノ・情報）が十分に活用できていないのでは？
- 地域のどんな人がどんなことに困っているのか分からない。
- 子どもがすくすく育つために、地域のみんなでできることって？
- 個人情報保護の壁があって活動しづらい。みんな個人情報保護について知っているの？
- ボランティアに参加しやすいしくみが、できていないのでは？

①地域における社会資源の発掘・活用

市民・事業所の取り組み

○身近な地域で人材を発掘しましょう。

例えば・・・

- ・お世話上手さんを発掘する。
- ・町内会での講演等の講師は、その町内会に住んでいる人をお願いする。

市社協の取り組み

取り組み	内容
ボランティアリーダーの養成	市内で活動しているボランティア団体の代表を対象に、各種勉強会の開催をはじめ、団体同士の情報交換、交流機会の提供を行うなど、リーダーの養成を図ります。

市の取り組み

主な事業	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	核家族や共働きの子育て家庭等を地域で支援することを目的として、子育て支援を受けたい人と、支援をしたい人がそれぞれ会員登録し、相互援助活動を行うための調整等を行います。	子育てあんしん課
ふるさと教育における地域人材の活用	子どものふるさとを愛する気持ちを育むため、「おりがみ教室」「田植え体験」「図書の読み聞かせ」等のふるさと教育において、地域人材を講師として活用します。	学校教育課
学びのサポーター登録・活用事業の推進	地域社会の活性化を図るため、公民館サークル等で活躍している人を「学びのサポーター」として登録し、学校教育や社会教育の場における活用を図ります。	生涯学習課
企業の地域貢献活動の支援	企業のボランティア活動であるアダプトプログラムを支援するとともに、団体名の看板設置を行うなど、地域貢献活動の気運醸成を図ります。	建設課

②身近な地域における支え合いのカタチづくり

市民・事業所の取り組み

○地域支え合いマップを作成・活用しましょう。

例えば・・・

- ・支え合いマップを、町内会や班単位で作成し、ひとり暮らし高齢者や障害のある方、子どもの状況を把握する。
- ・支え合いマップを利用し、ひとりで避難できない人に対し声かけや救助などが行えるよう、災害時の役割分担を決める。
- ・自主防災組織等で支え合いマップを活用する。

○個人情報保護に対する理解を深めましょう。

例えば・・・

- ・町内会活動等に役立つ個人情報保護についての勉強会を開催する。

○地域での子育て支援にかかわりましょう。

例えば・・・

- ・パパサークル（絵本講座、料理教室、パパ向上研修）を立ち上げる。
- ・イクジイプロジェクト（孫育て講座、絵本講座、料理教室、伝承あそび講座）を立ち上げる。
- ・忙しいお母さんのために、幼稚園や保育園が終わった後の時間帯に、地域の人が子どもの面倒をみる。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
ボランティアセンターの機能強化	ボランティア活動のコーディネートやボランティア保険加入窓口をはじめ、活動団体の支援、交流会の開催等を行います。また、個人や学生のボランティア活動の発掘・登録など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
地域支え合いマップづくりの作成支援	安心して暮らせる地域づくりのために、住民相互の私的な支え合い関係を把握し、活用することを目的として、市・市社協の協働により、地域支え合いマップづくりを促進します。マップ作成を町内会に呼びかけるとともに、マップ作成における技術支援を行います。

小地域における支え合い活動の促進	町内会・班や地区（小学校区）など、市民の身近な地域（小地域）において支え合い活動が行われるよう働きかけるとともに、小地域における支え合い活動をサポートするしくみについて検討します。
------------------	--

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
地域支え合いマップづくりの作成支援	安心して暮らせる地域づくりのために、住民相互の私的な支え合い関係を把握し、活用することを目的として、市・市社協の協働により、地域支え合いマップづくりを促進します。 マップ作成を町内会に呼びかけるとともに、マップ作成における技術支援を行います。	介護長寿課

（２）基本施策２ 大学と支え合うしくみをつくろう

市には多くの大学生が暮らしており、ボランティア活動に興味を持つ学生もいます。また、市や市社協の行事に参加・協力している学生もいます。こうした学生をより一層増やし、地域の福祉活動を共に推進していくため、市・市社協・大学との連携を強化するとともに、各団体の受入れ体制づくりについても検討していく必要があります。

市では、金沢工業大学と大学連携協定を結び、市から課題を提供し、学生が課題解決に向け取り組むプロジェクトなどを行っています。また、各種行政委員に市内外の大学教職員を委嘱しています。今後は連携協定する大学を増やしていく予定です。

金沢工業大学学友会（大学自治会）が、周辺地域の犯罪防止と学生の防犯意識高揚を目的に、平成14年11月に学生によるチーム（金沢工業大学イーグル・セーフティ・プロジェクト・チーム）を結成し、市防犯委員などと合同で防犯パトロールを実施しています。また、金沢工業大学とは、災害時における住民の安全確保や、平常時における地域防災力を強化するために、災害及び防災対策にかかる連携協力に関する協定を結んでいますが、大学生による地域福祉活動はまだまだ始まったばかりです。今後、さらに大学生が活動しやすいしくみづくりを検討していきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 大学生と地域の人々との交流の場が不足しているのでは？
- 大学ももっと地域を活用したらよい。
- 老人クラブのメンバーが工大のカフェテリア等に顔を出すことができれば、孫のような若者からパワーをもらえるのではないだろうか。
- 工大のイーグル隊のようなものが、県立大学にもできないか。

①大学と地域の連携強化

市民・事業所の取り組み

○大学と地域の交流を深めましょう。

例えば・・・

- ・地域の人に大学のイベントの参加を呼びかける。
- ・大学の図書館を地域の人に開放する。
- ・空き家等を活用し、学生がコミュニティカフェを運営する。
- ・イーグル隊の活動を推進する。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
大学との連携強化	学生が地域活動に参加しやすい環境をつくるため、大学との連携強化を図り、地域と大学のコーディネートに努めます。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
大学連携事業の拡大	大学生が自ら市内の課題を研究し、課題に向けてプロジェクトを立ち上げる大学連携事業を推進するとともに、連携校の拡大を図ります。	企画課
大学及び民間企業等との連携促進	市内外の大学と民間企業との連携により、産業振興をはじめとするまちづくり事業や、市民向け教養講座の開設等を支援します。	産業振興課

②大学生の活用

市民・事業所の取り組み

○学生ボランティアに参加しましょう。

例えば・・・

- ・市民が大学生のボランティアを活用し、遠方の学生が野々市市に愛着心を持つ機会の場をつくる。
- ・積極的に地域ボランティアに参加する。
- ・除雪の手伝いをする。
- ・町内会行事に学生も参加してもらう。
- ・大学生アパートに地域行事を案内する。
- ・学生ボランティアが子どもと遊んだり、体育の授業に参加する。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
学生ボランティアの養成	市内外の大学生を対象として、ボランティアの養成講座を開催するなど、学生ボランティアの参加促進を図ります。
学生ボランティアの活用	市社協が主催するさまざまな事業・イベント等において、積極的に学生ボランティアを活用します。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
学生ボランティアの活動支援	地域に関心のある学生に対し、積極的に活動の場を提供します。 また、学生が積極的かつ継続的に活動できるよう、ボランティア証明の発行等について検討します。	市民協働課

(3) 基本施策3 支え合いで安全・安心のしくみをつくろう

災害時には、迅速な対応が求められます。その一方、東日本大震災で明らかになったように、甚大な被害が発生し、公的機関が機能しない場合においては、市民同士の救助活動が有効であるといわれています。日頃からの防災訓練をはじめ、自力で避難できない人を把握し、見守る体制づくりが不可欠となっています。

現在、平常時の見守りにおいては、民生委員・児童委員が活動の中心となっていますが、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の増加により、民生委員・児童委員だけでは対応が困難な場面が見受けられることから、よりきめ細かな見守り活動ができるよう、地域福祉推進員が組織されています。今後もより円滑に活動できるよう、市、市社協で支援していきます。

市社協では、災害時に速やかに災害ボランティアセンターを設置できるよう、定期的に訓練を行っていきます。

市では、災害時要援護者台帳を整備し、町内会長、民生委員・児童委員に情報提供しています。災害時要援護者台帳への登録は任意となっているため、多くの市民が登録するよう促していきます。また、町内会からは、「災害時要援護者台帳の活用方法が分からない」といった声もあるため、今後、活用方法について周知していきます。さらに市内4か所の高齢者施設を福祉避難所として指定していますが、今後、障害者福祉施設も含め、福祉避難所の整備をしていきます。

また、多くの町内会で自警団が組織されているほか、市民が自主的に連帯して防災活動を行う自主防災組織が結成されています。自主防災組織は29町内会で結成されており、今後、さらに増えていく予定です。

さらに、交通安全推進隊、交通安全協会、防犯協会など、地域における自主的な活動に対し支援していきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 大きな地震がきたら安全に避難できるか不安。
- 子どもを外で遊ばせたくても、犯罪や事故が心配。

①防災の推進

市民・事業所の取り組み

○防災訓練を実施、参加しましょう。

例えば・・・

- ・町内会で防災・防犯マニュアルを作成する。
- ・町内会の連絡網や災害時の役割分担を決めておく。
- ・災害時支援活動を充実する。
- ・災害時の避難支援や安否確認の仕方を把握する。
- ・防災訓練の呼びかけに参加する。
- ・災害ボランティアセンターの模擬体験をする。
- ・町内会で防災の啓発活動を行う。
- ・避難経路を前もって把握しておく。

○災害に対する意識づくりをしましょう。

例えば・・・

- ・まず家庭内で地震等が起きたらどうするか話し合い、段取りを決めておく。
- ・小・中学校で災害が起きたらどうするか話し合う機会を持つ。

市社協の取り組み

取り組み	内容
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の開催	災害発生時、県内外から訪れるボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターについて、迅速な設置・運営を図るための訓練を行います。
災害ボランティアコーディネーターの養成	災害発生時、被災者のニーズに応じてボランティアをコーディネートできる人材を養成します。 養成されたコーディネーターについては、災害時に備えて、地域と連携を図り防災活動を行うなど、日頃からの自主的な活動を支援します。
防災備品の充実・貸し出し	地域の防災活動や災害発生時に活用できるよう、防災備品を充実し、貸し出しを行います。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
自警団の育成	地域における初期消火体制を整備し、自主的な消防防災活動を促進するため、自警団の育成・充実を図るとともに、補助や備品の貸与等の活動支援を行います。	環境安全課
自主防災組織の育成	災害時における避難誘導及び避難所の運営をはじめ、日頃から地域で自主的な防災活動を担う防災士を養成し、自主防災組織の育成・充実を図ります。	環境安全課
総合防災訓練の開催	日頃から市・防災機関・地域住民が一体となり防災意識・防災行動力を高めるため、総合防災訓練を開催します。	環境安全課
消防団協力事業所表示制度の推進	地域における消防防災力の充実強化を図るため、消防団活動に積極的に協力している事業所を認定し、消防団協力事業所表示証を交付します。	環境安全課
災害時要援護者登録事業の推進	災害発生時に備え、ひとり暮らし高齢者や障害のある方等の要援護者を把握し、災害時要援護者登録台帳を整備します。 また、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、関係団体・関係機関との連携による支援体制の確立に努めます。 さらに、要援護者の日頃からの見守り方法について検討し、地域住民への周知を図ります。	介護長寿課
緊急通報装置利用料助成事業の推進	市内に在住する高齢者等を対象に、緊急通報装置を借りるための料金助成を行い、急病や災害等の緊急時の迅速かつ適切な支援体制を整備します。	介護長寿課
福祉避難所の協定・整備	高齢者や障害のある方等が安心して避難所生活ができるよう、市内の福祉施設等において福祉避難所の協定・整備を進めます。	介護長寿課 福祉総務課
災害時の医療救護に関する協定	市が災害時に医療救護を実施する際、白山ののいち医師会は、協定に基づき救護班を編成したうえで、現地の救護所等に派遣し、迅速かつ適切な救護等を行います。	健康推進課
各小中学校での防災対策の推進	各小中学校において、災害や不審者侵入を想定し、それぞれの対応マニュアルを作成し、訓練を行います。	学校教育課

②防犯・交通安全の推進

市民・事業所の取り組み

○防犯活動を実施、参加しましょう。

例えば・・・

- ・防犯のための巡回を行う。
- ・登下校時に散歩をするなど外に出て、子どもを見守る。

○交通安全活動を実施、参加しましょう。

例えば・・・

- ・身近な地域の危険な場所を調べる。
- ・裏道を通る自動車・自転車は低速で走るよう心がける。
- ・道路は子どもを優先にするよう心がける。
- ・見守り隊の交流会を開催する。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
見守り隊の活動支援	子どもが安全に登下校できるよう、地域住民による見守り隊の活動を支援します。
交通安全推進隊の活動支援	地域住民による主体的な交通安全活動を進めるため、交通安全推進隊の活動を支援します。
地域全体で子どもを守る意識づくり	子どもの登下校時に庭の手入れをするなど、地域住民一人ひとりが子どもの安全のためにできることについて、さまざまな機会を捉えて啓発を行います。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
地域の防犯活動の支援	防犯協会等、地域における自主的な防犯活動を支援します。	環境安全課
地域の交通安全活動の支援	交通安全協会等、地域における自主的な交通安全活動を支援します。	環境安全課

消費者被害の防止	市民からの、消費生活に関する苦情や相談に対応するため、消費生活センターの相談体制を充実させます。また、消費生活トラブルから市民を守るため、情報提供や啓発活動に努めます。	市民協働課
子どもの安全対策の推進	小学校1年生に対して、防犯ブザーを配布するほか、見守り隊等、地域との連携による安全対策を進めます。	学校教育課

③日頃からの身近な見守り促進

市民・事業所の取り組み

○身近な地域で、孤立死対策等、見守り活動を行いましょう。

例えば・・・

- ・あいさつや安否確認等の声かけを行う。
- ・近隣住民との仲の良い関係を築けるように努力する。
- ・新聞配達業者など、要支援者宅に毎日顔を出す事業所の人たちは、見守りネットワークに協力する。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
民生委員児童委員協議会の活動支援	民生委員児童委員協議会が円滑に活動できるよう、県等の広域活動や委員同士の連携支援、定例会の開催支援など、さまざまな活動支援を行います。
地域福祉推進員の活動支援	民生委員・児童委員と協力して地域のきめ細かな見守り活動が展開されるよう、地域福祉推進員への活動支援を行います。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
民生委員児童委員協議会等への活動支援	民生委員児童委員協議会及び地域福祉推進員に対する支援、及び活動費を補助します。	福祉総務課

3 **基本目標 3** みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくろう！

(1) 基本施策1 みんながつながる新しいネットワークをつくろう

支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、公的な制度やサービスだけでは対応しきれないニーズに対しても、きめ細かに対応していくことが必要となっています。

また最近では、要介護認定を受けている親と障害のある子どもの世帯で、総合的な福祉サービスの提供が必要になるなど、個別の分野で対応することが難しい事例が増えてきています。こうした困難事例に適切に対応できるよう、個別分野の対応力を高めるだけでなく、横断的・総合的に連携し、対応することが求められています。

市社協では、民生委員・児童委員活動における「ひとり暮らし高齢者見守り検討委員会」を開き、民生委員・児童委員、市、市社協が連携し、見守り体制についての検討や事例について共有化を図っています。

市では、民生委員・児童委員や事業所などとの連携のもと、ひとり暮らし高齢者などに対するきめ細かな支援に取り組んでいます。また、それぞれの困難事例に応じて、各分野の担当課が連携して支援するように努めています。今後、それぞれが困難事例についての情報共有を行い、迅速に対応できるよう、体制を整備していきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 民生委員・児童委員や地域福祉推進員、市社協など、市民を支える機関・団体が住民にあまり知られていない。
- 今の形態にとらわれ過ぎず、多様性を持つことが大切。
- 福祉サービスが必要と思われる人がいた場合、近所の方からの情報が届き、福祉サービス利用につながった。

①支援が必要な人を地域と共に支えるネットワークづくり

市民・事業所の取り組み

- 関係機関・団体等、支援内容について情報発信しましょう。

例えば・・・

- ・民生委員・児童委員の活動を理解する。
- ・町内会のチラシ等に民生委員・児童委員、地域福祉推進員、市社協等の案内を載せる。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
ひとり暮らし高齢者見守り検討委員会の開催	民生委員児童委員協議会を中心に、ひとり暮らし高齢者の見守りのあり方を検討する場を設け、民生委員・児童委員と市・市社協との連携による見守り体制を構築します。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
介護予防ケアマネジメントの推進	要介護認定を受ける前、及び認定を受けた高齢者に対し、一人ひとりに応じた豊かな暮らしを支えるため、身近な地域での支え合いを取り入れたケアプランの作成に努めます。 介護保険サービス・高齢者福祉サービスだけではなく、地域の資源を把握し、支援に取り入れられるよう、マネジメント実施者に対して研修会や検討会を行います。	介護長寿課
ひとり暮らし高齢者見守り検討委員会への協力	市社協主催の「ひとり暮らし高齢者見守り検討委員会」への参加協力により、民生委員・児童委員と市・市社協の連携による見守り体制を構築します。	介護長寿課
白山・野々市在宅連携委員会の開催	在宅で高齢者の支援を適切に行うため、保健・福祉・医療にかかわる他職種で構成する「白山・野々市在宅連携委員会」を立ち上げます。 具体的には、医師とケアマネジャーの連携のあり方検討、それぞれの勉強会、シンポジウムの開催等について、今後検討していきます。	介護長寿課
ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録の推進	高齢者に必要なサービスを提供し、自立した生活を支援するため、市社協・民生委員等との連携のもと、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の登録を行います。 登録者に対しては、実態調査に基づき、必要なサービスや支援について情報提供を行います。	介護長寿課

ほっと安心サービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者等の健康保持及び社会的孤立感の解消を図るため、事業所の弁当配達を通じて、安否確認及び健康状態等の調査を行います。	介護長寿課
高齢者見守りSOSネットワーク事業の推進	行方不明となるおそれのある高齢者を事前に登録し、地域の支援を得て早期に発見するための捜索支援体制を構築します。市内の企業や団体等を協力機関として登録してもらえよう、捜索協力を働きかけます。	介護長寿課
地域見守りネットワーク事業の推進	孤立死や虐待を防止するため、地域住民の異変に気付いた際、市に連絡してもらえよう、地域住民や事業所等によるネットワークを構築します。	介護長寿課

②困難事例等に対応する専門機関ネットワークづくり

市の取り組み

主な事業	内容	担当課
障害者自立支援協議会の開催運営	障害のある方の乳幼児期から高齢期に至るまで一貫性のある支援体制づくりを図るとともに、さまざまなネットワークの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、障害者自立支援協議会の設置検討を進めます。	福祉総務課
困難事例への対応	高齢者や障害のある方等にかかわるさまざまな困難事例に対応するため、関係機関・関係団体等との連携による分野横断的なネットワークを構築します。	介護長寿課 福祉総務課 子育てあんしん課

(2) 基本施策2 みんなが相談しやすいまちをつくろう

市内では、困りごとのある市民が気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員をはじめとする相談員が身近な地域で活動しているとともに、市や市社協にはさまざまな相談窓口が設置されています。しかし、相談窓口に関する市民全体の周知度は、まだまだ高いとはいえません。今後、これらの既存の相談窓口の周知を進めるとともに、どこに相談すればよいのか分からない人を、適切につなげるしくみを検討していくことが必要です。

市社協では、心配ごと相談所を設置し、一般相談をはじめ、法律相談や介護相談などさまざまな相談を受けています。今後もこれらの相談窓口を充実させていきます。

市では、地域相談センターや子育て支援センターなど、各種相談窓口を開設しています。それぞれの窓口で気軽に相談できるように、相談員研修の充実や、広報「ののいち」などで相談窓口を市民に周知にすることにより、制度の充実を図ります。また、失業、身体的な理由などにより働けず、日常生活に困難を抱えている人の相談に応じています。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 困ったときにどこに相談すればよいのか分からない。
- 地域包括支援センターは、高齢者のさまざまな相談を受け付けているが、センターを知らない人もいる。地域包括支援センターをもっとPRしてもいいのでは？
- 各町内会に困ったことを相談できる人がいると良いのでは？

①地域の身近な相談体制づくり

市民・事業所の取り組み

- 身近な相談相手をつくりましょう。

例えば・・・

- ・専門性やスキルなどのある人が自発的に役割を担う。
- ・日頃から「アンタなら話せる」という人間関係を築く。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
心配ごと相談の実施	市民が日常生活における心配ごとや困りごとを気軽に相談できる場を定期的に設けます。 一般相談をはじめ法律相談等、関係機関との連携のもと、弁護士や心配ごと相談員が、相談を受け付けます。
地域相談センターの運営	高齢者が地域の身近なところで相談できる窓口である「地域相談センター」において、介護や各種サービス等についての相談及び情報提供を行います。
民生委員児童委員協議会の活動支援（再掲）	民生委員児童委員協議会が円滑に活動できるよう、県等の広域活動や委員同士の連携支援、定例会の開催支援など、さまざまな活動支援を行います。
地域福祉推進員の活動支援（再掲）	民生委員・児童委員と協力して地域のきめ細かな見守り活動が展開されるよう、地域福祉推進員への活動支援を行います。
生活困窮者に対する支援	低所得者など、生活に困窮している人に対し、生活福祉資金の貸付を行います。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
障害者相談支援事業の支援	市内相談支援事業者との連携のもと、身近な地域に相談窓口を設置し、障害のある方やその家族が気軽に相談できる体制を充実します。 また、さまざまな相談に対応できるよう、相談員の確保及び質の向上に努めます。	福祉総務課
高齢者の相談支援の充実	「市地域包括支援センター」を総合相談拠点としながら、身近な相談窓口である「地域相談センター」と連携し、高齢者やその家族が気軽に相談できる体制を充実します。 また、専門性の高い相談員を養成し、認知症高齢者等を介護する家族が、より気軽に相談できる環境整備に努めます。	介護長寿課
傾聴ボランティア事業の推進	ひとり暮らし高齢者や、施設に入居している高齢者等を対象に、傾聴ボランティアが電話や訪問により話しを聞くことで、社会的孤立感の解消を図ります。	介護長寿課

子育て家庭の相談支援の充実	総合的な子育て支援拠点である「子育て支援センター」において、さまざまな相談業務を行います。また、身近な保育園を登録し、さまざまな相談ができる「マイ保育園」の利用促進を図ります。	子育てあんしん課
民生委員児童委員協議会等への活動支援（再掲）	民生委員児童委員協議会及び地域福祉推進員に対する支援、及び活動費を補助します。	福祉総務課
生活困窮者に対する相談支援	失業、身体的な理由などにより働けず、日常生活に困難を抱えている生活困窮者に対し、住宅手当などによる生活支援や、さまざまな相談に応じています。	福祉総務課

②各種相談窓口の周知・充実

市民・事業所の取り組み

○相談窓口等をPRしましょう。

例えば・・・

- ・相談窓口一覧表を作成し、町内会のホームページ等に掲載する他、各町内会で回覧する。

市社協の取り組み

取り組み	内容
各種相談業務の推進	市社協で行っている、さまざまな相談業務の充実に努めます。また、相談内容に応じて、適切に専門機関等へつなげられるよう努めます。
各種媒体を通じた相談窓口の周知徹底	広報「ののいち社会福祉」をはじめ、開設を予定しているホームページなどにより、市内の相談窓口や相談機関の周知を図ります。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
各種福祉相談業務の推進	各種福祉相談事業や訪問事業、市役所窓口を通じて実施している福祉相談業務の充実に努めます。また、相談内容に応じて、庁内で分野横断的に連携を図るとともに、適切に専門機関等へつなぐ体制をつくります。	健康福祉部 全課
各種媒体を通じた福祉相談窓口の周知	市ホームページ、広報「ののいち」をはじめ、えふえむ・エヌ・ワンやケーブルテレビなどにより、市内の福祉相談窓口や福祉相談機関の周知を図ります。	健康福祉部 全課

(3) 基本施策3 みんなですすめる権利擁護のしくみをつくろう

権利擁護の制度については、市民への周知がまだ十分ではない状況です。今後、さまざまな情報伝達手段を利用した情報提供をはじめ、地域サロンや老人クラブ、民生委員・児童委員等の関係機関・団体への研修等を通じて、幅広く周知していく必要があります。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、成年後見制度の必要性は一層高まると考えられます。こうしたニーズへの対応について、市民後見人等も視野に入れて検討していくことが求められています。

また、近年、高齢者や障害のある方、子ども等、さまざまな虐待問題が深刻化しています。要介護の親と障害のある子どもの世帯で虐待が発生するなど、複合的な事例が増加しており、個別の分野で対応することが困難な状況が見られます。こうした深刻な問題や事例に適切に対応できるよう、個別分野の対応力を高めるだけでなく、横断的・総合的に対応できる新しいかたちのネットワークづくりが必要となっています。

市では、認知症や障害のある方等が安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。近年少しずつ相談件数が増加していることから、支援を充実させていきます。さらに、高齢者及び児童に関する虐待防止ネットワークを設置しています。また、障害者虐待の防止、早期対応を図る各種団体・機関との連携協力体制を整備します。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 権利擁護について、みんなどれくらい知っているの？
- 虐待など家族だけでは抱えきれない問題、地域だけでは解決できない問題を、解決できるしくみが必要では？
- 虐待に対しての地域住民でできる対応、通報義務などの勉強会が必要では。

①権利擁護の推進

市民・事業所の取り組み

○権利擁護について学びましょう。

例えば・・・

- ・権利擁護について学習する。
- ・事業所は要支援者や、社会的弱者の自立支援の援助をする。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
福祉サービス利用支援事業の推進	認知症や障害のある方等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行います。
権利擁護に関する情報提供	成年後見制度や福祉サービス利用支援事業等について、窓口での紹介やパンフレットの設置等、情報提供を行います。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
成年後見制度の推進	認知症や障害のある方等、判断能力が不十分な人について、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難な場合や、悪徳商法などの被害にあう恐れがある場合に、保護及び支援を行います。 また、成年後見制度を利用する際の費用助成や、市長申し立てを行います。	介護長寿課 福祉総務課

権利擁護に関する情報提供	成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の利用が必要と思われる人に対して、制度の説明や関係機関の紹介を行います。 また、こうした制度について、あらゆる媒体を通じて市民に周知を図ります。	介護長寿課 福祉総務課
--------------	--	----------------

②虐待防止対策の推進

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進	児童虐待等の防止及び早期発見・早期対応を図るため、関係機関・関係団体等によって構成される「要保護児童対策地域協議会」を開催します。	子育てあんしん課
高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催	高齢者虐待防止及び早期発見・早期対応を図るため、関係機関・関係団体等によって構成される「高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会」を開催します。	介護長寿課
障害者虐待防止対策の検討	障害者虐待の防止、早期対応を図るため、関係機関・関係団体等との連携、協力体制を整備します。 また、障害者虐待防止センターとして、市窓口の機能強化に努めます。	福祉総務課

(4) 基本施策4 みんなが安心できる福祉サービスを充実しよう

日常生活において支援を必要とする人に対して、家庭や身近な地域で支援できることと、福祉サービスで対応できることなどの役割分担のもと、適切なサービスを提供できる体制づくりが求められています。

市では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の登録を行い、訪問調査により支援が必要な人を把握し、福祉サービスの周知を行っています。しかし、認知症や精神障害のある方等に対しては、その人に合った福祉サービスを把握することが難しいのが現状です。今後も、民生委員・児童委員や地域住民等との連携のもと、支援を必要とする人を的確に把握できる体制づくりに努めます。

また、保育園や学童保育など、各種サービスの拡充に取り組んでいます。共働き世帯の増加に伴い、病児保育や緊急時の一時預かり等、多様な保護者ニーズに応じたサービスの充実を図ります。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会などから）

- 福祉サービスの情報が、必要な人に届いていないのでは？
- サービス利用者の家族と事業所が協力して、利用者を支える意識が大切では？
- どんな人がどんなときに、どんなサービスを必要としているのか把握することが大切では？
- 安心できる福祉サービスを知る機会・情報が必要。
- 情報がないため、困ったときにどうしたら良いのか分からない。

①安心して福祉サービスを利用できる体制づくり

市民・事業所の取り組み

- サービスをPRしましょう。

例えば・・・

- ・ホームページ、回覧板、広報紙、口コミなど年代に合わせた多様な手段を活用する。
- ・アパート暮らしの子育て家庭や高齢者のみ世帯等、情報の届きにくい人に福祉サービスを案内する。

○サービスについて学びましょう。

例えば・・・

- ・福祉サービスについて勉強会を実施する。
- ・福祉サービスに詳しい人を発掘する。

○サービスの質を向上しましょう。

例えば・・・

- ・事業所はひとり暮らしの人の現状を把握し、適切なサービスを提供する。
- ・事業所は福祉サービスなどを評価・検証し、結果を周知する。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
各種媒体を通じた福祉サービスに関する情報提供	広報「ののいち社会福祉」をはじめ、開設を予定しているホームページ等、あらゆる媒体を通じて福祉サービスに関する情報提供を行います。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
各種媒体を通じた福祉サービスに関する情報提供	市ホームページをはじめ、えふえむ・エヌ・ワンやケーブルテレビ等、各種媒体を通じ、福祉サービスに関する情報提供を行います。	健康福祉部 全課
各種相談事業等を通じた適切な福祉サービスの提供	各種相談事業や市役所窓口を通じて、福祉サービスを必要とする人を把握し、サービス内容や事業所の紹介を行うなど、適切なサービス提供につなげます。	健康福祉部 全課
気がかりな家庭等への訪問事業の推進	各種健診の未受診者や、きめ細かな支援が必要な家庭に対し、市職員や専門員等が訪問し、必要に応じて適切なサービスの提供や支援につなげます。	健康福祉部 全課
窓口における適切な福祉サービスの提供	介護認定する際や、障害者手帳、母子手帳交付時において「ののいち高齢者あんしんガイドブック」「障害のある方の福祉制度のご案内」「子育て安心ブック」を配付するなど、必要な福祉サービスについての情報提供を行います。	健康福祉部 全課

②福祉サービス事業者の連携強化

事業所の取り組み

○福祉サービス事業者の連携を深めましょう。

例えば・・・

- ・各種福祉サービス事業者の交流機会や、連絡協議会の設置、研修を実施する。

市の取り組み

取り組み	内容	担当課
各種事業所連絡会の開催支援	各種福祉サービス提供事業所の、サービスの質の向上を図るとともに、事業所同士の情報交換や交流、連携の場となるよう、各種事業所の連絡会を開催します。	健康福祉部 全課

4 **基本目標 4** 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！

(1) 基本施策1 みんなで福祉環境をつくろう

認知症や障害のある方などが、住み慣れた地域でかかわりを持ちながら、安心して暮らしていくためには、生活環境の整備だけではなく、地域住民の理解や支援が不可欠です。

また、支え合い・助け合い活動に主体的にかかわろうとするためには、社会福祉に対する理解と関心を育むとともに、子どもの頃から地域に対する誇りと愛着を持ち、地域での関係性を築くことが大切です。

市社協では、「住民参加による誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をスローガンに、社会福祉大会を開催しています。大会には市民、ボランティアをはじめ、関係団体・機関が参加し、それぞれの連携・交流の場となっています。今後も身近で関心が高いテーマを検討するなど、市民の福祉意識の向上に努めます。また、市内一部の小学校と連携し、福祉体験をはじめとする福祉教育に取り組んでいます。今後も学校などと連携し、福祉教育の推進を支援していきます。

市では、すべての人が安心して生活できるよう、道路環境や公共施設などのバリアフリー化に取り組んでいます。また、第一次総合計画で掲げた「市民協働のまちづくり」の実践のため、平成26年度までに「まちづくり基本条例」を制定する予定です。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 家族が認知症や障害を持っていることを隠したがるのでは？
- 病気や障害によっては隠したい気持ちもあるが、その一方で理解してもらいたい気持ちもある。
- 支え合いの大切さをみんなが知り、意識を変えることが必要では？
- 高齢者や障害のある方でも暮らしやすい環境づくりが必要では？

①福祉意識・協働意識の向上

市民・事業所の取り組み

- 地域で理解し合うきっかけをつくりましょう。

例えば・・・

- ・隣近所や班の交わりを基本にした取り組みを行う。
- ・障害等について、なんとなく分かっている接してもらえぬ取り組みを行う。
- ・認知症や障害のある方やその家族が、情報をオープンにできる環境をつくる。

○身近な地域で福祉教育に取り組みましょう。

例えば・・・

- ・認知症や障害のある方同士の話や経験談により、つながり方を考える。
- ・認知症や障害にかかわる人に講師になってもらい理解を深める。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
野々市市社会福祉大会の開催	市民の支え合い・助け合いの気運を高めるため、市民、ボランティアをはじめ、関係機関・関係団体の連携により、「野々市市社会福祉大会」を開催します。
小学校の福祉体験事業の推進	市内一部の小学校と連携し、アイマスクや車イス体験、高齢者疑似体験等、親子で参加できる福祉体験事業を実施します。
福祉協力園・福祉協力校の指定及び支援	石川県児童・生徒のボランティア活動普及事業の指定を受けた市内の小学校・中学校・高校及び保育園に対し、活動の継続を図るため、活動援助を行います。
児童・生徒のボランティア活動を通じた福祉意識の育成支援	プルタブ・ベルマークや書き損じハガキの回収活動など、児童・生徒の主体的なボランティア活動を支援することにより、福祉意識の育成を支援します。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
まちづくり条例の制定	市民協働意識を高めるため、市民参画プロセスを重視し、まちづくり条例を制定します。	市民協働課
児童・生徒のボランティア活動を通じた福祉意識の育成	プルタブ・ベルマークや書き損じハガキの回収活動など、児童・生徒の主体的なボランティア活動を支援することにより、福祉意識を育成します。	学校教育課
道徳教育・人権教育の推進	「教育ユニバーサルプラン」に基づき、規範意識や他人を思いやる心を育む道徳教育、人にやさしい人づくりを育む人権教育を推進します。	学校教育課
ふるさと教育の推進	「教育ユニバーサルプラン」の重点事業として、ふるさとに誇りと愛着を持ち、心豊かでたくましい市民を育むため、家庭や地域住民との連携のもと、ふるさと教育を推進します。	学校教育課

総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する教育の推進	学校・市・市社協の連携のもと、特別支援学校との交流や、高齢者疑似体験などを行い、障害のある方などに対する理解を深めるため、福祉に関する教育を推進します。	学校教育課
----------------------------	--	-------

②ユニバーサルデザインによる環境整備の推進

市民・事業所の取り組み

○ユニバーサルデザインを推進しましょう。

例えば・・・

- ・事業所等は商品や施設をつくる際、ユニバーサルデザインを使用するよう心がける。

○情報バリアフリーを拡充しましょう。

例えば・・・

- ・事業所や地域では大きな文字や分かりやすい色を使うなど、情報のバリアフリー化を心がける。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
ユニバーサルデザインの推進	市社協が管理・運営する施設等において、高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが快適に使用できるよう、ユニバーサルデザインによる環境整備を進めます。 また、市民や企業に対し、ユニバーサルデザインによるまちづくりについて啓発を図ります。
情報バリアフリーの拡充	作成文書の音声版の発行をはじめ、大きな文字や分かりやすい色の利用等、誰もが不自由を感じることなく情報を得られるよう、情報バリアフリーを進めます。 また、市民や企業に対し、情報バリアフリーについて啓発を図ります。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
ユニバーサルデザイン についての啓発	市民や事業所に対し、ユニバーサルデザインによるまちづくりについて啓発を図ります。	全庁
高齢者や障害のある人 に配慮したバリアフリー 環境整備	高齢者や障害のある方が安全・快適に日常生活が送れるように、「バリアフリー新法」に基づき、歩道、公園、福祉施設、公共施設などにおける通路幅員の確保、段差解消、通路勾配の改善等、バリアフリー環境の整備を推進します。	全庁
子育て世代に配慮した バリアフリー環境整備	通学路の安全対策、歩行者優先道路の整備、ポケットパークの整備などを推進するとともに、都市公園の遊具などの安全対策の徹底を図るなど、子どもがのびのびと安全に成長できる環境づくりを推進します。	建設課 都市計画課
情報バリアフリーの拡 充	「広報ののいち」の音声版の作製をはじめ、ホームページでは大きな文字や、分かりやすい色を利用する等、誰もが不自由を感じることなく情報を得られるよう、情報バリアフリーを進めます。また、市民や事業所に対し、情報バリアフリーについて啓発を図ります。	全庁

(2) 基本施策2 みんなが活躍できる地域をつくろう

認知症や障害のある方、その介護者、子育て家庭等が地域で安心して暮らすためには、地域住民の理解や見守りが非常に重要となります。また、同じ立場で悩みを共有でき、情報交換・情報共有できるネットワークも重要です。

さらに、高齢者や障害のある方等が地域社会の一員である自覚を持っていきいきと暮らせるよう、自らの経験や能力を生かせる環境づくりが求められています。

市では、認知症について市民の正しい理解を広げるため、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。これまで、町内会や地域サロン、企業、高校生等を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、平成24年9月現在、約1,900名のサポーターを養成しました。今後、「高齢者見守りSOSネットワーク事業」の協力機関となる企業や団体など、対象を広げ養成講座を開催し、認知症高齢者を見守る人づくりを進めていきます。また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトについて、連絡会などを通じて、より自主的な活動が展開されるよう支援していきます。

市内には、母子会や育成会等、さまざまな団体が活動しており、市や市社協が活動支援をしていますが、会員が減少している団体も少なくありません。また現在、市内の入所施設や病院では家族会が設置されているところもありますが、在宅介護者同士のネットワークは少ない状況です。子育て家庭については、さまざまなサークルが活動している一方で、サークル同士のつながりが少ない状況となっています。今後、高齢者や障害のある方、その家族、子育て家庭等のニーズを捉えながら、ネットワークづくりを支援していきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- 高齢者や障害のある方などの経験や能力を生かせるしくみや、周囲の理解が必要では？
- 地域で支え合いを進めるリーダーがいない。
- ボランティアやNPOなどの参加が少ない。

①地域福祉を担う人材育成

市民・事業所の取り組み

○障害のある方等をサポートできる人材を育てましょう。

例えば・・・

- ・市や市社協の開催するボランティア養成講座等に参加する。
- ・事業所はその経験や知識を活用し、人材育成に協力する。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
ボランティアの養成	市内のボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアセンターにおいて、ボランティア養成講座を開催します。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
表彰式の開催	市の自治行政、社会経済、芸術文化、スポーツなど各分野において、その功績が顕著な個人・団体に対して表彰を行います。	総務課 教育総務課

NPO・ボランティアへの支援	NPO（非営利組織）・NPO法人（特定非営利活動法人）やボランティア団体に対し支援します。	市民協働課 他
認知症サポーター養成講座の開催	すべての市民が認知症について正しい理解と知識を持ち、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、町内会・学校・企業等さまざまな市民を対象として「認知症サポーター養成講座」を開催します。 また、講座の講師役であるキャラバンメイトについて、「キャラバンメイト連絡会」を開催し、情報交換・情報共有の場を提供します。	介護長寿課
手話奉仕員養成講座の開催	視覚障害や手話に対し、市民の理解を広めるため、日常会話程度の手話ができるボランティアを養成します。	福祉総務課
家庭教育サポーターの養成	家庭教育力の向上をめざし、地域における子育て支援や身近な相談、情報提供等を担う「家庭教育サポーター」を養成します。	生涯学習課

②同じ悩み・課題を抱える人等のネットワークづくり

市民・事業所の取り組み

○同じ悩みや課題を抱える人同士のネットワークをつくりましょう。

例えば・・・

- ・ 共通の悩みを持った仲間の会をつくる。
- ・ 認知症や障害のある方、高齢者等の現状を学ぶ。
- ・ 認知症や障害のある方やその家族等、同じ立場の人同士で集まりやすい場をつくる。

市社協の取り組み

取り組み	内容
家族介護者教室の開催	通所事業所において、家族介護者教室を開催し、介護者同士の情報交換やリフレッシュの場を提供します。

母子会の活動支援	離婚等により、20歳未満の子どもを養育している、若しくは養育経験のあるひとり親が集い、さまざまな支援制度等についての情報交換をはじめ、悩みを共有できる場を提供します。
身体障害者福祉協議会の活動支援	身体障害者手帳を所持している人が集い、さまざまな支援制度等についての情報交換をはじめ、悩みを共有できる場を提供します。
手をつなぐ育成会の活動支援	知的障害のある子どもを持つ親が集い、さまざまな支援制度等についての情報交換をはじめ、悩みを共有できる場を提供します。

市の取り組み

主な事業	内容	担当課
発達障害児を持つ親の会への支援	発達障害児を持つ親の会に、情報交換の場を提供するとともに、自主活動の際には、連絡調整を行うなど、活動を支援します。	健康推進課
介護家族会の立ち上げ支援	在宅で高齢者を介護する家族等が集い、さまざまな支援制度等についての情報交換をはじめ、悩みを共有できる場として、関係機関・関係団体との連携のもと、介護家族会の立ち上げ支援を行います。	介護長寿課
身体障害者福祉協議会の活動支援	身体に障害のある方の福祉増進のために、会員相互の親睦と連帯、自立に向けた体力の維持と向上を目的とする会の活動を支援します。	福祉総務課
手をつなぐ育成会の活動支援	知的障害のある（児）方の福祉増進のために、会員相互の情報交換や課題の解決に協力し合い、社会に対して正しい理解と協力を求めていくことを目的とする会の活動を支援します。	福祉総務課

③高齢者や障害のある方が活躍できる地域づくり

市民・事業所の取り組み

○子ども・高齢者・障害のある方が共に活躍できる地域をつくりましょう。

例えば・・・

- ・高齢者が子ども会でいろいろな遊びを教える。
- ・高齢者や障害のある方の得意とするものを、披露してもらう機会を設ける。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
障害のある方の雇用奨励	市内に居住する障害のある方を雇用する事業主に対し、奨励金を交付します。	産業振興課

(3) 基本施策3 みんなで集う場所をつくろう

地域で安心していきいきと暮らすためには、気軽に立ち寄って話しができる場や、市民が話し合える場、活動拠点等、身近なところに集う場所があることが必要です。

市内の多くの町内会には集会所が、また公民館などの公共施設が整備されていますが、十分に活用されていない状況です。さらに公民館など公共施設では、老朽化しているものもあります。今後、老朽化の著しい施設から計画的に順次整備していきます。

市民の声（アンケート調査・地域座談会・テーマ別部会から）

- みんなが気軽に集える場所が地域にない。
- ふれあい農園がもっとあればいい。
- サロンのような場所があったらいい。
- 公民館や集会所など地域の施設が有効活用できていない。
- 町内会の集会所には、段差などがあり、高齢者や障害のある方が利用しにくいところもある。

①地域拠点の有効活用

市社協の取り組み

取り組み	内 容
老人福祉センター椿荘の活用	市内の高齢者が気軽に集い、各種相談や健康増進、教養の向上、レクリエーション等の場を提供することにより、豊かで生きがいのある生活が送れるよう支援します。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
子育て支援センターの活用	子育て家庭が気軽に集うことができる場として、子育て支援センターの活用を図ります。	子育てあんしん課
児童館の活用	子どもが気軽に集い、安全に遊べる場として、児童館の活用を図ります。	子育てあんしん課
公民館の活用	市民が気軽に集い、さまざまなサークル活動等を行う場として、公民館の活用を図ります。	生涯学習課
地域サロンの活動支援（再掲）	高齢者の介護予防及び認知症予防、生きがいをづくり、地域のつながりづくりなどを目的に、「地域サロン」を立ち上げ、身近な場所における主体的な活動機会を確保します。	介護長寿課

②身近な地域で集える環境整備

市民・事業所の取り組み

○みんなが使いやすい集会所をつくりましょう。

例えば・・・

- ・集会所等が高齢者や障害のある方に使いやすいよう心がける。

市の取り組み

主な事業	内 容	担当課
集会所の整備	市民が身近な地域で気軽に集うことができるよう、すべての町内会に集会所の整備を進めるとともに、老朽化が進んでいる集会所の補修等を支援します。	市民協働課
児童館などの整備	子どもが気軽に集い、安全に遊べる場として、児童館などの整備を進めます。	子育てあんしん課

第5章 協働プロジェクト

第1章でも触れたように、地域福祉を推進するためには、市民・事業所・市社協・市それぞれが「自助」「共助」「公助」の役割分担のもと、互いに連携協力して取り組むことが大切です。

また、「第一次総合計画」では、特に協働の重要性がうたわれています。そこで、本計画では、テーマ別部会において、基本目標ごとに課題の解決策について検討を行い、その結果に基づき協働プロジェクトを設定しました。

市民・事業所・市社協・市の協働によりプロジェクトを推進し、それぞれの連携を深めていきます。

【基本目標1 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう！】

1 のっティと共に笑顔と声が飛びかう元気なまちをつくります

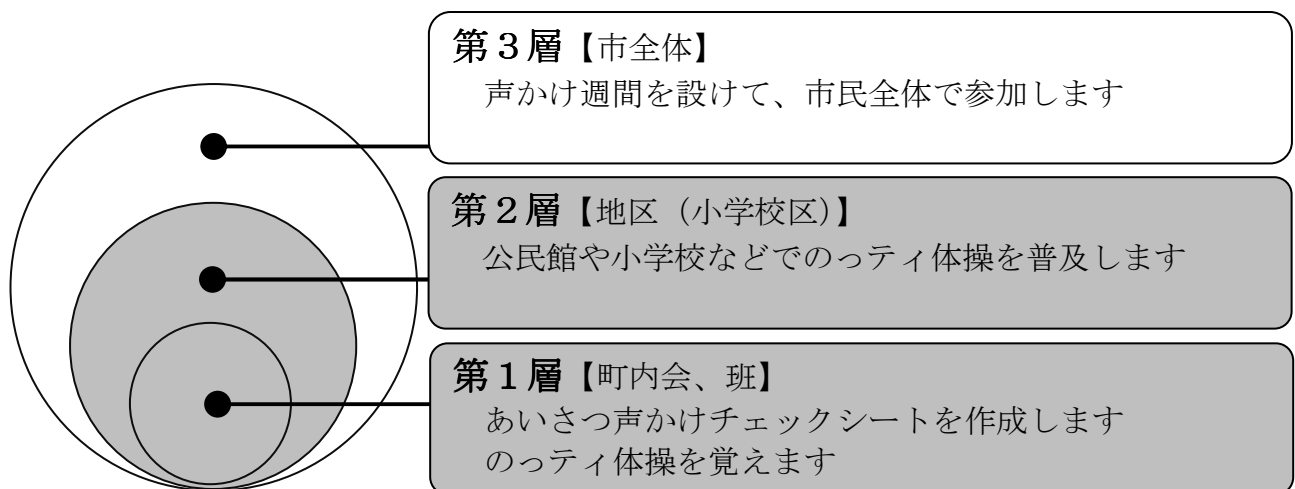
「あいさつ」は、よりよい人間関係を築く基本となります。「“ののいちっ子を育てる”市民会議」が中心となり、昭和55年から「愛と和のひと声運動」として積極的にあいさつ運動が行われていますが、地域においても子どもから高齢者までが世代を超えて、笑顔であいさつするように心がけます。

また、回覧板を渡すときなどに、顔を合わせひと声かけることで、向こう三軒両隣のつながりがあるまちをつくります。

さらに、のっティ体操や、子ども会で行っているラジオ体操などに、市民が積極的に参加することで元気なまちをつくります。

①どの圏域から実施するか

第1層の町内会、第2層の地区・小学校区を中心に取り組みます。



②プロジェクト実現に向けた役割分担

市民の取り組みを中心として、いまずぐできる取り組みから実行していきます。3年後には取り組みの進捗状況を確認し、今後の方向性を検討します。

	いまずぐできること	3年後にできること	5年後にできること
市民が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや声かけについて、いまずぐできる身近な取り組みを検討し、チェックシートや標語をつくる。 ・声かけ週間をつくる。 ・子ども会の夏休みラジオ体操に参加する。 ・子ども会や老人クラブで、のっティ体操を覚える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みが定着しているかを確認し、今後の方向性を検討する。 ・のっティ体操を実施する子ども会や老人クラブを増やす。 ・のっティ体操普及推進員の自主グループを立ち上げボランティア登録を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みが定着しているかを確認し、今後の方向性を検討する。 ・のっティ体操を実施する子ども会や老人クラブをさらに増やす。 ・のっティ体操普及推進員の自主グループの活動を広げる。
事業所が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・のっティ体操を取り入れる。 ・声かけ週間に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・のっティ体操を取り入れる事業所を増やす。 ・声かけ週間に参加する事業所数を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・のっティ体操を取り入れる事業所をさらに増やす。 ・声かけ週間に参加する事業所をさらに増やす。
市社協が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートや標語づくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・のっティ体操普及推進員グループのボランティア保険加入に助成する。 ・のっティ体操普及推進員グループのボランティア活動に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して活動のチェックシートや標語づくりを支援する。 ・のっティ体操普及推進員活動を支援する。
市が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等で声かけ週間を紹介する。 ・学校、保育園でのあいさつや声かけを実施する。 ・のっティ体操の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育園でのあいさつや声かけを継続する。 ・のっティ体操普及推進員の養成体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育園でのあいさつや声かけを定着させる。 ・のっティ体操普及推進員を増やす。

③プロジェクトの成果指標

指標名	単位	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	指標の説明
のっティ体操活動数	回	59	90	のっティ体操を普及し、健康増進を図る。
声かけ週間への参加事業所数	事業所	0	50	声かけ週間参加事業所の増加を図る。

※「のっティ体操活動数」の現状値は平成 24 年度見込みです。

【基本目標2 みんなでサポート「支え合い」のまちをつくろう！】 その①

2 地域のボランティアバンク ～日本一をめざそう！～

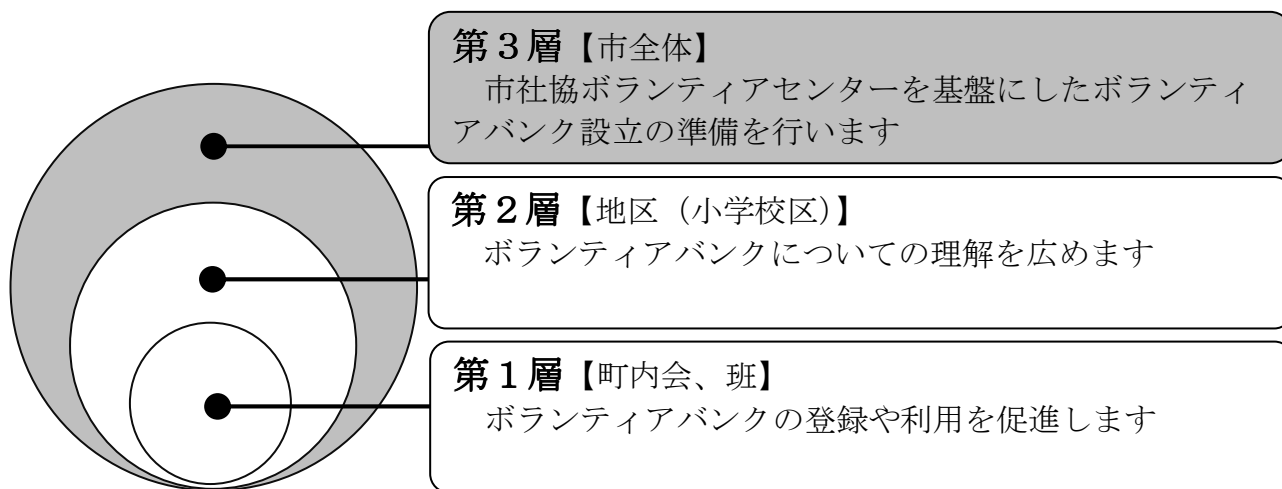
「空いている時間で気軽にボランティアしたい」「地域のために何か活動してみたい」といった声が数多くありますが、「具体的に何をしたいかわからない」「どこに行けばボランティアができるかわからない」という人も多いようです。そこで「ボランティアバンク」をつくり、市民や事業所の「できること」「したいこと」を登録し、「協力してほしい」という要望に適合させます。市、市社協は、市民などから申し込みを受けた場合、ボランティアバンクにつなげます。

また、若い力、特に大学生の力を活用したいとの意見がありました。そこで、大学生やボランティアが協力し、子どもから高齢者までが集うことのできる場（コミュニティカフェ）をつくり、障害のある方の事業所で作っている商品を販売したり、絵本を読み聞かせるなど、いろいろな活動を行います。

さらに、大学生などにじょんからまつりの企画、運営に携わってもらうなど、地域の活性化をめざします。

①どの圏域から実施するか

第3層の市全体で取り組みます。



②プロジェクト実現に向けた役割分担

市社協のボランティアセンターを基盤として、個人ボランティア登録の促進等の活動範囲を広げるボランティアバンクの設立をめざします。市民の取り組みを中心として、3年後の設立をめざして準備していきます。ボランティアバンクの立ち上げ後は、拡充・継続をめざして取り組みます。

	いまずぐできること	3年後にできること	5年後にできること
市民が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・社協のボランティアセンター事業について学習する。 ・ボランティアバンク準備会を立ち上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアバンクを立ち上げる。 ・ボランティアバンク運営会議を開催する。 ・自分のできることを登録する。 ・困ったときはボランティアバンクへ相談する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数、利用者を増やす。 ・社会福祉大会で事例報告を実施する。 ・ボランティアバンクへの相談者を増やす。
事業所が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・準備会に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議に参加する。 ・事業所ができる事をボランティアバンクへ登録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議に参加する。 ・ボランティアバンクへ登録する事業所を増やす。
市社協が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター事業についての情報提供をする。 ・補助金を活用し、ボランティアバンクシステムの導入を検討する。 ・準備会に参加及び支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアバンクシステムを導入する。 ・運営会議の開催を支援する。 ・「助けてほしい人」に「助けてもいい人」を紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議の開催を支援する。 ・「助けてほしい人」に「助けてもいい人」をより円滑に紹介し、件数も増やす。
市が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・準備会に参加及び支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等でボランティアバンクを紹介する ・補助金などについて情報提供する。 ・運営会議に参加する。 ・市民などからの相談をボランティアバンクへつなぐ。 	

③プロジェクトの成果指標

指標名	単位	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	指標の説明
ボランティアバンク 登録者数	人	0	200	ボランティア活動の 促進

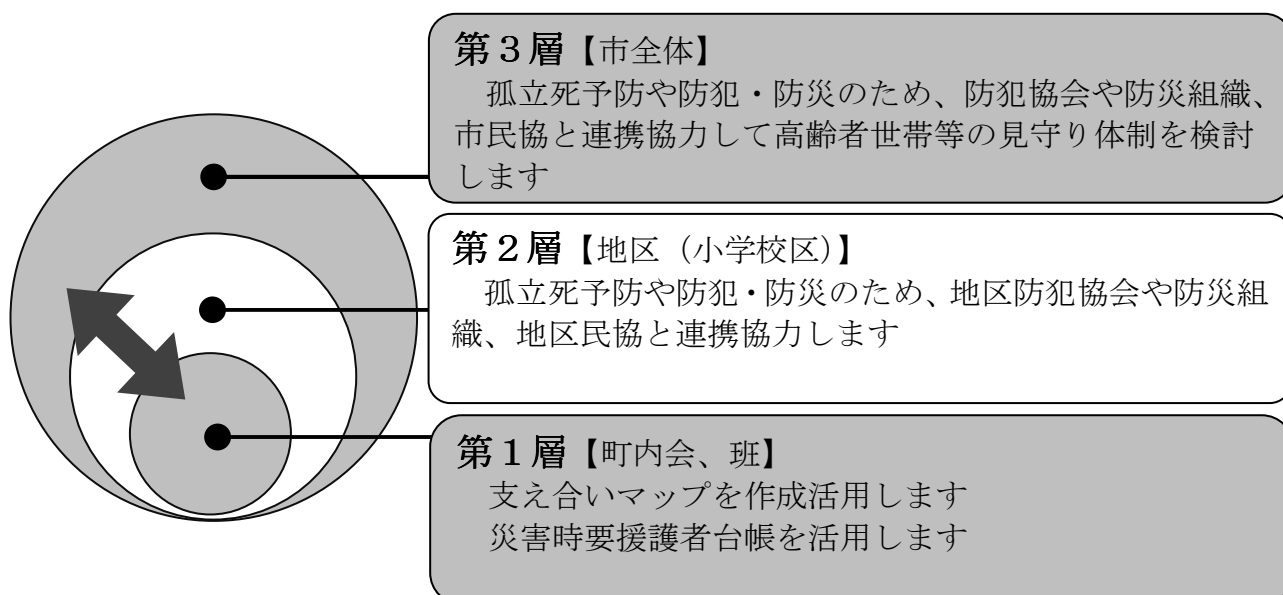
【基本目標2 みんなでサポート「支え合い」のまちをつくろう！】 その②

3 支え合う和と安心の囲いで住み良さアップ

地域には、不審者や変質者の出没、空き巣などの犯罪、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加による孤立死など、さまざまな問題・課題があります。また、東日本大震災以降、災害時に助け合えるしくみづくりが求められています。市民が安心して暮らせるように、それぞれの問題・課題を共有し、解決に向けて取り組みます。

①どの圏域から実施するか

まずは第1層の町内会でモデル的に実践し、次に第3層の市全体に広げて、さらに市全体の取り組みを第1層の町内会へ返していきます。



②プロジェクト実現に向けた役割分担

市民の取り組みを中心として、3年後に課題に応じた部会を立ち上げることをめざします。

	いまずぐできること	3年後できること	5年後できること
市民が すること	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で孤立死や防災等の課題や解決に向けた提案を話し合う。 支え合いマップを作成し活用する。 災害時要援護者台帳を活用し平常時の見守り体制に活用する。 防犯協会や防災組織、民協が孤立死対策等について連携協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に即した部会を立ち上げる。 課題解決のために協力を募る。 地域同士で情報共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会が定期的開催され、それぞれの部会で創意工夫された活動が展開される。 実践報告会や課題解決の提案会を開催する。 他の実践報告を参考にさらに創意工夫した活動を実践する。
事業所が すること	<ul style="list-style-type: none"> 市民の行う孤立死や防災等の取り組みに参加協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の行う孤立死や防災等の取り組みに参加協力する事業所を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の行う孤立死や防災等の取り組みに参加協力する事業所を増やす。
市社協が すること	<ul style="list-style-type: none"> 他の社協の取り組みなどを調査し、情報提供する。 支え合いマップ作成に協力する。 防犯協会や防災組織、民生委員児童委員協議会の連携を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の社協の取り組みなどを調査し、情報提供する。 プロジェクトに関する補助金情報を提供する。 部会の支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の社協の取り組みなどを調査し、情報提供する。 プロジェクトに関する補助金情報を提供する。 部会の支援をする。 報告会の開催を支援する。
市が すること	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の取り組みを情報提供する。 課題への取り組み方法などに対し、助言や支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等で取り組みを紹介する。 プロジェクトに関する補助金情報を提供する。 他自治体の取り組みを情報提供する。 部会の支援をする。 市内の防犯・防災に関する情報を提供する。 	

③プロジェクトの成果指標

指標名	単位	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)	指標の説明
地域支え合いマップ 作成数	町内会	4	10	地域支え合いマップ の促進

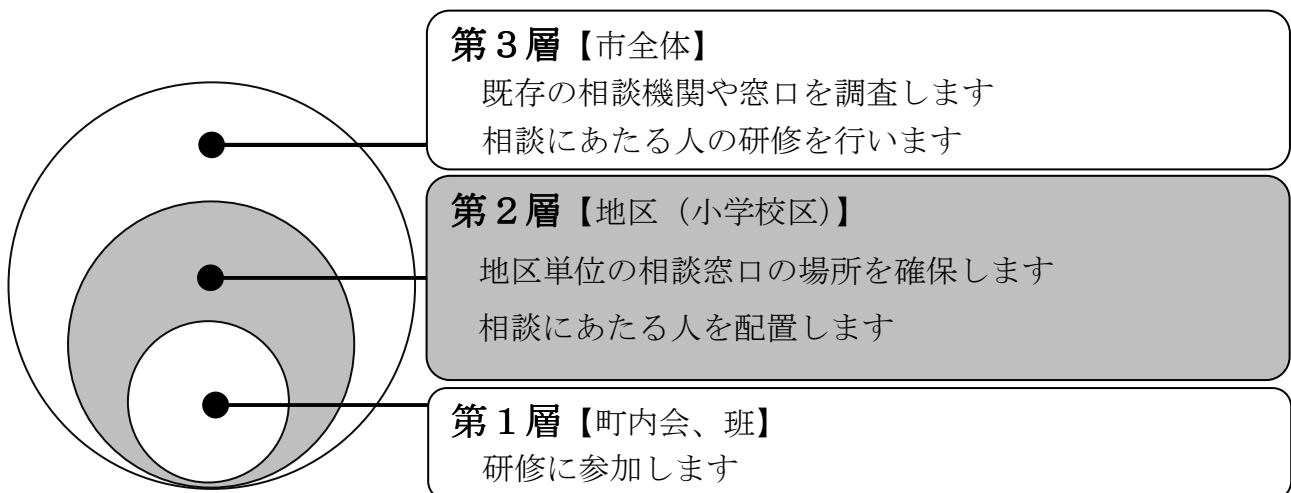
【基本目標3 みんなで「つながるしくみ」安心のまちをつくろう！】

4 なんでも相談してみんけえ～ ～しっかりサポートゆるやかネットワーク～

「困ってるけど、どこに相談すればいいかわからない」「こんなこと相談していいのかな」
困りごとにも、大きな困りごと、小さな困りごと、さまざまなものがあります。「とにかくここに相談してみんけえ」とみんなで声をかけ合えるような、ゆるやかな関係づくりの拠点となる身近な相談窓口が欲しいとの意見がありました。身近な地域に、誰もが・いつでも・どんなことでも、気軽に相談できる隙間のないしくみ、しっかりとサポートしながらもゆるやかなネットワークをつくりたい。そこでは、相談内容に応じて、福祉・保健・医療の専門機関や市や市社協などにしっかりつなぎます。

①どの圏域から実施するか

第2層の地区単位で取り組みます。



②プロジェクト実現に向けた役割分担

市民の取り組みを中心として、3年後に相談窓口を開設することをめざします。そして5年後には、地区単位の相談体制が確立し、気軽に相談してみようという意識が市民に定着していることをめざします。

	いまずぐできること	3年後にできること	5年後にできること
市民が すること	<ul style="list-style-type: none"> 相談員が支援をつなぐ先（協力機関）を調査、発掘する。 準備会を立ち上げる。 地域にどんな相談ニーズがあるのか調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員を公募や推薦などにより確保する。 相談窓口を開設する。 相談窓口をPRする。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価・検証を行い、必要であれば取り組みを見直す。 相談員のスキルアップや増員、相談日や相談方法の拡大、協力機関を増やすなど、システムを強化する。
事業所が すること	<ul style="list-style-type: none"> 相談員が支援をつなぐ先（協力機関）として協力する。 		
市社協が すること	<ul style="list-style-type: none"> 準備会への助言や支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員を公募する。 相談員に研修を行う。 	
市が すること	<ul style="list-style-type: none"> 準備会への助言や支援をする。 相談窓口の場所を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等で相談窓口を紹介する。 相談員の公募に協力する。 他自治体の取り組みを情報提供する。 	

③プロジェクトの成果指標

指標名	単位	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
相談窓口数	箇所	0	4	地区ごとに相談窓口を開設する。
相談件数	件	0	100	気軽に相談できる市民の増加

【基本目標4 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！】

5 よっしゃ行こう 農園のあるひろば

公民館や町内会の集会場など、集える場所が市内にはありますが、普段地域に顔を出していない人にとってはなんとなく行きにくいものです。特に、今まで仕事一筋だった団塊の世代や転入者といった新しい市民にとっては、地域に出て行く「きっかけ」が欲しいものです。

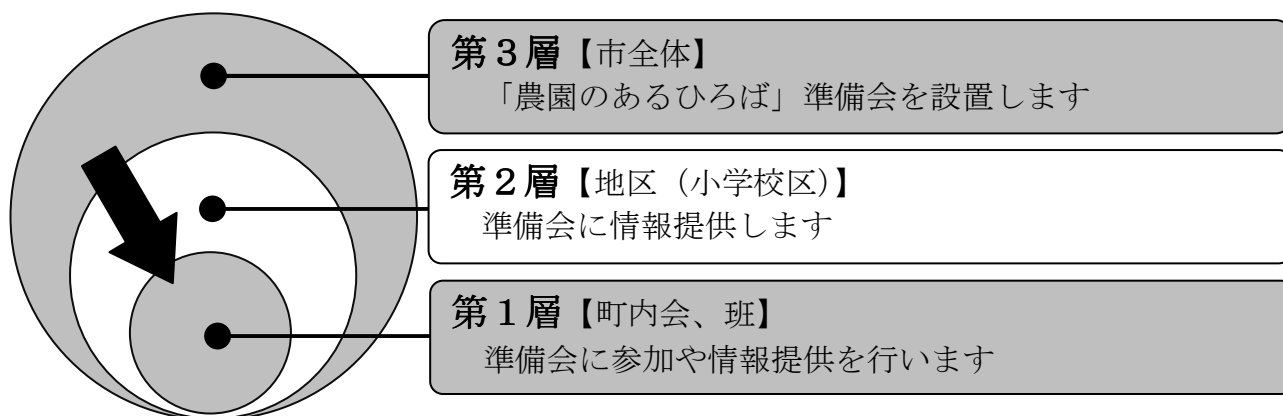
そこで、「きっかけ」のモデルとして「農園のあるひろば」をつくります。

また、空き家や集会場を利用し、ひとり暮らし高齢者や障害のある方などと共に収穫した野菜の試食会を開催することで、社会的に弱い立場の人とのつながりと理解を広げることができます。

しかし、農園はあくまでもひとつの例です。声をかけ合ってふらっと行けば、誰かがいて他愛もない話ができる場所をさまざまな形でつくります。

①どの圏域から実施するか

第3層の市全体でモデル的に取り組み、徐々に第1層に広がります。



②プロジェクト実現に向けた役割分担

市民の取り組みを中心として、5年後にモデルとしての農園を中心とした集う場ができると共にさまざまなひろばづくりに取り組んでいることをめざします。

	いまずぐできること	3年後にできること	5年後にできること
市民が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の協力を得ながら場所探し、声かけをする。 ・部会員中心に広報活動と呼びかけをする。 ・「農園のあるひろば」の準備会を立ち上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーを育成する。 ・「農園のあるひろば」の運営会議を立ち上げる。 ・モデルひろばを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経験者の支援を得ながら、「農園のあるひろば」をつくる。 ・参加人員を増やす。 ・さまざまなひろばをつくる取り組みを進める。
事業所が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・準備会に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賛同事業所になる。
市社協が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・準備会への助言や支援をする。 ・プロジェクトに関する補助金情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議への助言や支援をする。 ・プロジェクトに関する補助金情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する対応をする。 ・市民・事業所への助言や支援をする。
市が すること	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の取り組みを情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の取り組みを情報提供する。 	

③プロジェクトの成果指標

指標名	単位	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)	指標の説明
「農園のあるひろば」 など集う場の開設	箇所	0	2	気軽に集うことができる場を開設する。

第6章 計画の推進

1 推進体制の整備

①市の主体的な計画の周知

この計画を策定するにあたり、アンケート調査、地域座談会、テーマ別部会において、市民、各種団体、事業所など、数多くの方々の声を聞きました。今後、計画の推進においては、市にかかわるさまざまな人々の協力、行動が重要となります。そのためにも、より多くの人に計画を知ってもらう、関心を持ってもらう必要があることから、市のホームページ等への掲載や、地域福祉に関するシンポジウムの開催など、あらゆる機会を通じて、市が率先して計画の公表、周知に努めていきます。

②市社協の機能の充実

社会福祉協議会とは、地域の住民ボランティア、社会福祉関係者、行政機関等の協力を得て、社会福祉を目的とする事業の企画、運営や、社会福祉に関する市民活動の支援など、地域福祉を推進するうえで中心となる団体です。市社協では、福祉を目的とした自主事業のほか、市からの委託事業、介護保険事業などを行っており、その知識や経験、スケールメリットを生かした活動が、より一層必要になります。また、専門的な相談業務などに対応するために、地域課題を把握し市民と共に解決に取り組む地域福祉のコーディネーターの配置や職員のスキルアップを図るなど、市社協の機能の充実、強化に努めます。

③市民・事業所との協働による推進体制の整備

すべての市民が住み慣れた場所で、共に支え合うことができる地域福祉の実現をめざすためには、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。

本市においては、地域福祉を担う一番身近なコミュニティである町内会において、子どもの見守り隊、自主防災組織などが結成されているほか、老人クラブや子ども会などの各種団体でも、さまざまな行事や活動が行われるなど、市民活動、地域活動が活発に行われています。市民や地域団体などが今後もより一層活発に活動できるように、事業所、NPOなどとも連携し、それぞれの担い手の特徴や能力についてコーディネートを図りながら、「協働」により計画を推進していきます。

④市・市社協の連携による推進体制の整備

市と市社協が連携・協働して本計画の事業の推進及び進行管理を行います。

また、地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育や建設分野など、さまざまな分野との連携が必要になります。そのため、計画の推進にあたっては庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、学識経験者や福祉関係者、市民などによる「（仮称）地域福祉計画評価委員会」を設置し、計画の進行管理や見直しを行っていきます。

